

# 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会

## 第 38 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 7 月 4 日（金） 10:00 ～12:32

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

- (1) リスクコミュニケーションの検証に係る担当グループでの取りまとめ結果について
- (2) 地方自治体との協力に係る担当グループでの取りまとめ結果について
- (3) 三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

関澤座長、阿南専門委員、岡本専門委員、近藤専門委員、多賀谷専門委員、  
田近専門委員、千葉専門委員、中村専門委員、山本（唯）専門委員、渡辺専門委員

(参考人)

中村（雅）専門参考人、中村（善）専門参考人

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(関係各府省)

農林水産省 浅川消費者情報官

厚生労働省 北村情報管理専門官

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、角田勸告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、  
小平リスクコミュニケーション官、齊藤リスクコミュニケーション専門官、

## 5. 配布資料

- 資料 1 意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）
- 資料 2 「地方自治体との協力」における当面の取組方向（案）
- 資料 3 - 1 リスクコミュニケーションに関する取組について  
（別紙 1：食品安全委員会、別紙 2：厚生労働省、別紙 3：農林水産省）
- 資料 3 - 2 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 3 月～5 月について）
- 資料 3 - 3 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 4 月～5 月分）について
- 参考 1 リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査概要
- 参考 2 地域における食品のリスクコミュニケーションに関する調査概要
- 参考 3 リスクコミュニケーション専門調査会 専門委員及び専門参考人名簿
- 参考 4 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成 18 年 12 月 14 日食品安全委員会決定）
- 追加資料 1 - 1 食品による薬物中毒事案に対する食品安全委員会の対応について
- 追加資料 1 - 2 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正の概要について
- 追加資料 1 - 3 緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について（ヒアリング実施計画）
- 追加資料 2 消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

## 6. 議事内容

○関澤座長 予定の時間となりましたので、第 38 回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催したいと思います。

専門委員の皆様には、御多忙の中、また蒸し暑い中、御出席いただきまして、ありがとうございました。

本日は、唐木専門委員、吉川専門委員、高橋専門委員、高浜専門委員、中谷内専門委員、山本茂貴専門委員が御欠席です。10 名の専門委員の皆さんと専門参考人の中村雅美さん、中村善雄さんに御出席いただいております。

なお、6月に神田専門委員が御退任されまして、新たに阿南さんが専門委員に任命されておられますので、簡単に自己紹介をお願いします。

○阿南専門委員 全国消団連の阿南と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○関澤座長 ありがとうございます。

次に、食品安全委員会からはリスクコミュニケーション専門調査会を御担当されておられます小泉委員長代理、野村委員、また見上委員長、長尾委員、廣瀬委員、畑江委員の皆様に御出席いただいております。

厚生労働省からは、医薬食品局の北村情報管理専門官、農林水産省からは消費安全局の浅川消費者情報官に御出席いただいております。

食品安全委員会の事務局からの出席者については、お手元に座席表があると思いますので、御覧いただきたいと思います。

御紹介が遅れておりましたが、4月に栗本事務局長が御着任ということですが、御紹介をいただきます。

○栗本事務局長 4月1日付けで前任の齊藤の後を引き継いでおります、栗本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○関澤座長 また、7月の人事異動で角田勸告広報課長が御着任ということですが、

○小平リスクコミュニケーション官 今、他の用務で遅れてまいりますが、角田が着任しております。

○関澤座長 ありがとうございます。

本日の会議全体のスケジュールについては、お手元の資料に議事次第がございますので、それを御覧いただきたいと思います。

早速、議事に入りたいと思いますが、私の方から提案させていただきますが、食品安全委員会専門調査会の運営規程第2条第5項というところに「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、職務を代理する。」とございます。

既に神田専門委員と吉川専門委員を御指名させていただいておりますが、神田専門委員が御退任ということなので、新たに近藤専門委員に座長代理をお務めいただくかと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○座長 どうもありがとうございました。近藤専門委員から、一言お願いいたします。

○近藤専門委員 当初から専門委員として参加させていただいております、長かったと

いうだけで今回の座長代理を務めさせていただくことになるかと思いますが、どうぞよろしくをお願いします。

○関澤座長 ありがとうございます。

また、阿南専門委員におかれましては、作業グループの分担ということで、リスクコミュニケーションの検証と食育の方に御参加だということでお聞きしておりますが、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りますが、席上、配付資料の御確認をお願いしたいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、事務局の方から説明させていただきます。議事次第が1枚ございます。更に座席表。

資料1としまして「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン（案）」。

資料2としまして「『地方自治体との協力』における当面の取組方向（案）」。

資料3-1、3-2、3-3がございしますが、これはリスクコミュニケーションに関する取組についてということで、3-1は「リスクコミュニケーションに関する取組について（別紙1：食品安全委員会、別紙2：厚生労働省、別紙3：農林水産省）」。

資料3-2は「食品安全モニターからの報告（平成20年3月～5月について）」。

資料3-3は「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成20年4月～5月分）について」というものでございます。

更に、参考資料1としまして「リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査概要」ということで、横の紙がございします。

参考資料2としまして「地域における食品のリスクコミュニケーションに関する調査概要」ということで、これも横紙がございします。

追加資料1-1、1-2、1-3としまして、緊急時対応専門調査会の方の動きを御説明する資料が入ってございします。

最後に、追加資料2としまして、消費者行政推進基本計画の抜粋が入ってございします。

資料の不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございませんでしょうか。

ありがとうございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

リスクコミュニケーションの検証に関する担当グループでのとりまとめ結果に関する参考資料について、改めて事務局から今日の議論に関係する部分について御紹介をいただくと伺っていますので、よろしくをお願いします。

○齊藤リスクコミュニケーション専門官 ただいま座長の方から説明がありましたが、事

務局では昨年度、リスクコミュニケーションの評価手法に関する調査というものと、地域における食品のリスクコミュニケーションに関する調査を実施しております。

本日、御議論いただくに当たりまして、これらの結果がその中に盛り込まれているということもございますので、簡単にその結果を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、資料1の意見交換会の実施に関するガイドラインに関する部分について御紹介をさせていただきます。

お手元に参考1を御用意いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

調査の課題は、リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査ということでございます。調査委託先は、株式会社三菱総合研究所というところでございます。

調査の目的でございますが、意見交換会について、消費者等の関心事項に対応した効果的な意見交換会の企画、実施方法について検討するとともに、意見交換会の評価手段として、効果的なアンケート調査を実施するための具体的な手法について、調査・分析するというものになっております。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。この消費者の関心事項に関する部分ということでございますけれども、意見交換会に関する消費者意識というものを調査してございます。

(1) 意見交換会の開催目的への期待ということで調査いたしました。意見交換会で取り上げてほしいテーマとしては、ここに記載のとおり、残留農薬が80%、食品添加物が71%、食品中に存在する汚染物質・化学物質が66%ということで、総じて高く位置づけられています。続いて、食中毒、遺伝子組換え食品、BSE、鳥インフルエンザ、家畜用抗菌性物質の順に半数近い選択がされたということでございます。

意見交換会のプログラムとして実施してほしいものということでお聞きしておりますが、専門家による講演が74%で高い比率を示しておりました。消費者からの意見58%、パネルディスカッションが45%ということで、半数近い選択をされているということがわかりました。

(2) といたしまして、開催形態への期待でございますが、望ましい意見交換会の実施規模というものを聞いてございますが、50人以下というのが56%で過半数を占めておりました。続いて、51人～100人が28%、101人～200人が9%、201人～300人が3%ということで、小規模なほど支持を集めていたという結果が出ておりました。

望ましい意見交換の時間でございますが、2時間程度が76%ということで、他を引き離して高い支持を得ていたことがわかりました。4時間程度が17%、午前午後を通して6時

間程度というのが1%という結果でございました。

3ページ目にいただいていただきまして、今度は意見交換会の企画に関しての部分でございますが、意見交換会の開催目的の設定ということ进行调查いたしております。意見交換の目的の設定というものは、基本的な開催目的に照らし、個別の意見交換に当たっては、以下のパターン分類を参考に具体的な目的、目標を設定するとしてございます。

目標の設定のパターン分類ですが、何をテーマとして、だれに、何をどのように伝えるかというもので分けたいのではないかと御提案になっております。

何をテーマとしてという部分が、下の枠の左の部分でございます。社会的な関心や不安の高いもの。これについては、開催主旨と考えると、社会的な関心や不安に応えるというふうになります。

実態としてリスクが懸念されるものについては、実態としてリスクを周知させると。

関係者間の利害関係が大きいものにつきましては、関係者の利害関係が大きいものについて理解を得るといものが主旨になるかと思えます。

リスクの実態について不確実性や誤解の大きいものについては、リスクの実態について不確実性や誤解の大きいものについて理解を得るといような開催主旨に基づきまして、だれにというところが真ん中でございまして、主要な対象者をここで選定をしていくと。

伝えるもの、何を伝え、何を達成するかというものが一番右の欄でございまして、国民各層の意見を聞くということから、情報を提供し、理解や適切な安全確保の行動を促進するという、また意見を述べる機会を提供する、関係者間相互の情報及び意見の交換を促進すると、このような開催目的が導き出せるだろうということで提案をいただいております。

めくっていただきまして、これらの目的を達成した後でございますが、個別の意見交換会の目的に応じた目標を設定しましょうということで御提案をいただいております。

目標の設定は、個別の意見交換会の開催目的を具体化するため、個別の開催目的の達成度を調べる指標でありまして、委員会が現状抱える課題に配慮して設定するとしてございます。

開催目的でございますが、先ほど御紹介しました、一番左にございます国民各層の意見を聞くところから、関係者相互間の情報及び意見の交換を促進するという開催目的でございます。このおのおのの目的に対して、目標をそれぞれ設定していくということが提案されてございます。

この目標の中で、特に具体的に設定すべきものということで、一番右のところ国民各

層の意見を聞くというところの、目標の意見交換の対象からバランスよく参加者を募るといふものについては、具体的に意見交換会の対象者といふものをきちんと定めた方がいいのではないかとございます。

真ん中の情報を提供し、理解や適切な安全確保の行動を促進するといふ目的の中の、意見交換会の対象者の安全意識を改善するといふ目標については、期待する安全意識の改善といふものを具体的に設定する必要があるだろうといふこと、意見交換会の対象者の理解を促進するといふ目標については、期待する理解の促進といふことで、具体的に目標を設定すべきであるといふことです。

意見交換会の対象者の安全確保の行動を促進するといふ目標につきましても、期待する安全確保の行動といふものを、具体的に設定すべきといふ御提案をいただいでございます。

めくっていただきまして5ページでございます。これら目的、目標を設定して意見交換会を実施するわけですが、意見交換会の評価をしなければいけないといふことで、意見交換会評価用のアンケート票の作成をいただいでおります。

アンケートにつきましても、アンケート項目を設定しなければいけないのですが、アンケート項目の設定時の配慮といふことで、左側に記載してございます。4つの項目に配慮してアンケートの項目を策定すべきといふ御提案をいただいでおります。

1つは、留意事項といふことで、年代、性別、居住地域、意見交換会に参加する前の状態、意見交換会に参加した後の状態、参加後の変化・変化の要因といふものを考慮すべきであろうといふこと。

もう一つは、目標の指標といふことで、意見交換会の目標の達成を調べる項目があります。

もう一つは、今までずっと意見交換会をやってきてアンケート調査をしておりますので、既存のアンケート票から継続する項目を設けるべきであろうといふこと。

最後になりますが、理解度と満足度といふことで、意見交換会を実施したことによる理解度満足度を調べる項目を設定すべきといふことでございます。

これらを考慮して作成したアンケートの項目が右の表にございます。黒丸の部分が、それぞれの配慮した項目に該当いたしております。

具体的なアンケートの表といたしましては、7ページから10ページにかけて御提案をされてございます。こういった形でアンケートをしたらどうかといふことでございます。

6ページを御覧いただきます。最後になりますが、意見交換会の評価といふことでございます。このように設定したアンケート結果を用いまして、事前に設定した目標の達成

度を評価するものであります。

具体的には、下記の3点に留意して、11ページにございますが「意見交換会評価の設計検討、評価実施用シート」の右側に「達成度の評価」という欄がございますが、こちらにおける評価項目と関連アンケート評価と評価の視点というものを参考に評価を行い、結果をまとめるということにしております。

具体的な留意点3点につきましては、下に記載しております。1つとしては、開催テーマ等の設定ということで、開催テーマ、テーマの特徴、プログラムの内容等をきちんと整理しておくべきであるということ。

目標の設定として、各目標の優先度と具体的な設定事項についてきちんと整理しておくことが必要であるということ。

達成度の評価ということで、アンケートで得られた結果を用いた評価の実施ということで整理しております。

以上が意見交換会のガイドラインに関連する調査の概要でございます。

次に、参考2を御用意いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

こちらの方は、地方自治体との協力における当面の取組というものに関係する部分でございます。調査名は、地域における食品のリスクコミュニケーションに関する調査ということで、調査委託先は、財団法人未来工学研究所でございます。

調査の目的でございますが、地域において食品の安全性の確保に関するリスクコミュニケーションを円滑かつ効果的に実施するため、地方自治体の具体的な取組の状況について情報を収集・整理・分析するということでございます。

地方自治体への有効な支援方法を検討するというのが目的になってございます。

めくっていただきまして2ページ目でございます。調査の対象でございますが、リスクコミュニケーションの取組に積極的、先進的な自治体を次の6つの地域から選定しております。北海道・東北地域からは秋田県、関東甲信地域からは栃木県、群馬県、東京都、北陸・東海地域からは三重県、近畿地域からは滋賀県、中国・四国地域からは徳島県、九州・沖縄地域からは大分県を選定しております。

3つ目でございますが、地方自治体の取組状況についてでございます。まず、地方自治体の組織体制でございますが、リスクコミュニケーションの担当部署として、全庁横断的な組織が設置されている場合と農政部局、食品衛生部局など、既存の部署のどちらかに主軸をおく場合とがあるということがわかりました。

次に、地域のリスクコミュニケーションの施策でございますが、リスクコミュニケーシ



ョンを条例や計画の中に施策として位置づけている場合と、施策を支える事業と位置づけている場合とがあるということが書かれています。

めくっていただきまして、3ページ目でございますが、3つ目に食品のリスクコミュニケーションの取組の現状でございますが、地方自治体におかれましては、講演形式の意見交換であったり、出前出張講座であったり、小規模なディスカッションあるいは規模別の意見交換会の開催がされております。

ウェブサイトやパンフレット、リーフレットなどによる情報提供が実施されているところでございます。

4つ目として、リスクコミュニケーション活動の担い手の養成ということでございますが、担い手としてリスクコミュニケーターの活躍に非常に期待をしているところでございますが、どのような人をリスクコミュニケーターとして養成していくのがよいのか、自治体それぞれ試行錯誤し、検討しているのが実情であるということがわかりました。

次に、4として、国と自治体との連携・役割分担でございますが、地域の食品のリスクコミュニケーションは、国と地方自治体とが連携しつつ、それぞれの役割を明確にして、効率的に実施されるのが望ましいという認識であることがわかりました。

国につきましては、リスクコミュニケーションの根幹となる方針を示し、自治体は地域のリスクコミュニケーション事業を担当し、地域特性を生かしたリスクコミュニケーションを実施すべきとのことでございました。

めくっていただきまして、最後になります。5番目といたしまして、食品安全委員会への要望・指摘がとりまとめられてございます。6つほどございますが、1つはフォローアップを含めたリスクコミュニケーター育成講座の継続的な実施を要望します。意見交換会等を企画する際、適切な講師を選定し、依頼することがなかなか難しいため、講師のデータベース化、講師派遣を要望します。食品のリスクについて、科学的な理解促進のために有効なツールが少ないとの御指摘がございました。啓発素材の共有化と、そのために啓発素材を一元管理する仕組みが必要との御指摘を受けてございます。テレビなどマスメディアを活用した食品安全に関する正しい知識の普及啓発に努めていただきたいということ。地方自治体相互の情報交換や連携の場にもなるような情報交換の機会を要望しますということが、食品安全委員会の要望・指摘ということでとりまとめられてございます。

以上、非常に雑駁ではございましたが、2つの調査事業について関連する部分について御紹介をさせていただきました。私からは以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

続きまして、リスクコミュニケーションの検証に関する担当グループのとりまとめ結果について、まず私の方から作業グループの責任者として概要についてお話しさせていただいて、詳細については事務局との緊密な連携を持って進めていますので、事務局の方で追加的な御説明をお願いしたいと思います。

まず資料1ですが、ガイドライン策定にあたってということで、検討経過を説明しています。検証ワーキンググループは、最近では昨年12月、一番直近では5月、それ以前も何度かワーキンググループを開いて、検証のガイドラインあるいは検証の在り方について討議を進めてきました。

2のところに食品安全委員会における、そもそもリスクコミュニケーションのあり方と、とりわけ食品安全委員会が力を入れてきた意見交換会はどうあるべきなのだろうかということのを要約しております。

そのポイントですが(1)の6行目、特に意見交換会は、発足以来、日本における牛海綿状脳症(BSE)対策に関する意見交換会とか、魚介類に含まれるメチル水銀等の意見交換会などを行ってきましたが、多くが100名を超える規模で、会場に関係者が一堂に会して情報交換や意見の交換を実施しましたが、意見交換会と名前を打っているにもかかわらず、行政からの一方的な情報提供である印象を与えているとか、参加者の議論がかみ合わない、あるいはさまざまな立場からの関係者の要望に十分に答えきれてないのではないかという御不満もありました。

一方(2)のところですが、このような意見交換会の形態というのは、我が国で言えば初めて取り組んだという形でありまして、欧米諸国ではあまり行われておりません。どういことがやられているかといいますと、私自身もいろいろ調査したことがありますが、あらかじめ幾つかの団体、消費者の団体とか、食品関係の業者の団体あるいは衛生関係の団体、専門家を登録しておき、その都度、登録した数十から百以上の組織に全部案内をするのですが、そのうち目的に応じたところを中心に参加していただきまして、かなりポイントを絞った議論を進めていることが多いように見受けました。

意見交換会のあり方にはそういったやり方もあるのだということを念頭に置いて、今後、意見交換会の在り方、大規模に集めて国民の多くの方に御理解を深めるとか、広報するという意味では、今の意見交換会というのは、ある程度役割を果たしてきたかと思いますが、本当に意見を交換するという意味では、大勢が集まってもなかなか意見を出しにくいとか、時間が限られてしまうという限界があったように思われます。

次に2ページ目で、このような反省を踏まえまして、どうするべきかということでは、

国民への理解を広める広報が目的の場合には、伝えるべき主要な相手を考えて、適時にわかりやすい情報を提供する必要がある。たとえば私が参加した東京都食品安全情報評価委員会で聞いた話では、魚に含まれるメチル水銀への注意喚起発表の場合にハイリスクグループは妊婦さんと妊娠の可能性のある女性ですが、その人たちは自分にはよくわからないので、まず地域の保健所の母子衛生担当者に質問が多くなされました。しかし、国からのQ & Aの発表が遅く、しかもその文章もわかりにくい内容であったため、担当者の対応に混乱を生じたということです。この場合には意見交換会を順次都道府県で開き質疑応答すると言うやり方は適切でなく、むしろ不安になる相手とその方に対応するであろう人たちを考えると早期にわかりやすく伝える必要があり、ハイリスクグループである方と、その方にちゃんとした情報を伝えるべき役割を担った方が主なターゲットであるならば、そういう人たちを中心とした集まりを持つとか、その方たちへの広報に力を入れるべきではないか。そういう目的に応じた、また対象に応じたコミュニケーションの在り方を工夫すべきではないかと思われまます。

すなわち、メッセージの伝え方として、今までなされている意見交換会と別なやり方もあるのではないかと、あるいは集まりのあり方も工夫すべきではないかと思えます。そういったことを踏まえて、今後、改善を図っていくべきではないかと思えます。

また、三菱総研等の調査事業として、食品安全委員会が直接に依頼された調査報告では、意見交換会についても直接データを集め、かなり濃密な報告がされていると思えます。

その中で、例えば102ページで主な意見をまとめているページから引用すると、今日の資料にはありませんが、読ませていただきますと、「内容の案内を見ると専門家のための会であって、自分が行く場所ではないと感じた」とか、「食品の安全には興味があるが参加するのが面倒」とか、「主目的が食品安全委員会の活動をアピールするようなことでメリットを感じない。」「実際、自分の生活に照らし合わせると、スーパーマーケットなどでどういうところに気をつけたらいいかなどを知りたいのだが、その答えを得られにくそうである」とか、「既に決まっていることを、それでいいですねと確認することが目的のように感じる」ということが主な意見としてまとめられていました。これらは、かなり率直な生の声の一部であるかと思われまます。

こういった生の声も考えて、食品安全委員会のミッションは、科学的なリスク評価が中心になっているので、どうしてもそちらに偏るといのはやむを得ないことだと思いますが、消費者や業者の方はどちらかというと管理の問題に関心がある。その要求に対して、どういうふうに関連省庁との連携を持って意見交換会を開催したり、参加者の意見に応え

ていくかという観点も必要かと思われました。

あと、ちょっと時間をいただきますと、今日の資料の29ページ以下、これは私が食品安全委員会から支援をいただきまして、リスクコミュニケーション活動の評価のスキームとか、客観的な指標を持ってリスクコミュニケーション活動の効果を判定すべきであるということと検討した結果の研究成果の一部です。ここではリスクコミュニケーションの定義とか、リスクコミュニケーションの基本ということも書きましたが、評価のスキームとして30ページに、例えばこのステップ1、2、3、4、5、6、7ということを経階を踏まえて考えていくと考えやすいのではないかなということもまとめさせていただきました。その具体的な評価手法については、ステップの1、2、3、4については、例えば1では短期及び長期の目標と計画を十分持っているかとか、その執行体制としてどうなっているのかとか、これまでの到達点をどう考えるかということと考えると、ステップ2では、当面する問題についての利害関係者とかリスクコミュニケーションすべき主な関係者はどれなのかとか、その方たちはどういう関心を持っているかということ、まずきちんととらえるべきではないかということを書きました。

その評価の在り方としては、ある程度、定量的に行うべきであろうということで、33ページ以下から各ステップでの評価の指標、客観的な指標というものを幾つか設定させていただき、ここでは5段階評価というのを提案していますが、そこでうまくできたか、できなかったか。指標を踏まえて、今後の参考にさせていただいたらどうかという内容を提案させていただきました。

以上、全体的なこのガイドラインの設定に関する考え方とか、討論の経緯ということとお話をさせていただいたのですが、あとは今日の資料につきましては、評価検討グループと食品安全委員会の事務局とがかなり緊密な連携をとってこれまで進めさせていただいておりますので、具体的な内容については、事務局からポイントを絞って御説明いただけませんかでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 既に、皆様方には事前に資料がいますので、本当に簡単に説明させていただきます。

まず、このガイドラインの位置づけでございますが、表紙を見ていただきますと、現在、リスクコミュニケーションの専門調査会でとりまとめるという位置づけにしております。これ自身、食品安全委員会が意見交換会を実施していくためのやり方の基本となるものですので、これでフィックスされるということではなくて、常に見直しされていくべきという位置づけで、専門調査会で御議論いただいて、1つのガイドラインをまとめていただい

て、それに沿ってやるという位置づけにさせていただいたらどうかということで、専門調査会において議論いただいた成果という位置づけにしたらどうかと思っております。

これにつきましては、まず、私どもが実施するときに使ってみるということで、既に4月ごろから意見交換を始めるときに、この素案に沿って実施をさせていただいておりますし、また、これは例えば地方自治体とかの関係者が実施するときに、この中のエッセンスをくみ取って実施していくための1つのガイドラインにもなるのではないかと考えています。

全体の構成としましては、今、座長の方から御説明ありましたように、1ページにはそのガイドラインを作成するに当たっての基本的な考え方になっています。

3ページの方で若干説明させていただきますが、3ページの右下に図がございますが、まずニーズをくんで、どのようなことをやったらいいかということを検討しましょう。仮に意見交換会を設計する際には、その目的と目標をちゃんと設定し、そのことについては確認をして、更にその目的、目標を達成するためにどのような開催方法がいいのだろうか。規模とかそういったものも含めて、多様なものがあると思いますが、そういうものを検討し、実施に向ける。

先ほど説明しましたような評価、アンケート等を使った評価あるいはアンケート以外にも当然、情報が入ってくると思いますが、評価をして、次の意見交換会にまたフィードバックしていくという考え方を盛り込んでございます。

細かいところは省略させていただきますが、後ろの方には、その際にどのような、例えばワークシートでやっていったらいいのだろうかということで、19ページの辺りには、我々が、今、使っております整理票などを入れさせていただいておりますし、また22ページは中谷内先生の方からいただいた資料を参考資料として入れさせていただいております。

24ページの方は、先ほど齊藤の方から説明しましたが、三菱総研に委託しました調査事業のアウトプットもこういったアンケートのことが考えられるということで、入れさせていただいております。

更には、先ほど座長から説明ありましたが、関澤先生の方で研究された成果として、29ページ以降、そのような情報も入れておりまして、何を使えというふうに特定に決めることなく、幅広く情報を載せておいた方がいいのではないかと議論もございまして、参考資料の方は厚めにいろいろな情報を載せているという整理をさせていただきます。

以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

今日は、この検証グループのガイドラインの案についての御討議と地方公共団体との連携の案について討論していただくことになっておりますが、例えば今の資料1の3ページ目を御覧いただきますと、上の方に(3)というところがあって、5行目ぐらいですが「食品安全委員会は、地方に支部機関を持たないため、意見交換会に対するニーズの把握、情報の提供、開催の周知などを国民1人ひとりまできめ細かく徹底することが難しい」という問題点を指摘しております。「このため、地方自治体、諸団体、食の安全ダイヤルに御意見をくださる方々、食品安全モニターなど、これまで以上により多くの方々との連携作りが重要である」ということで、改善の案もここで指摘しております。そういったことで、このガイドライン案そのものと地方公共団体との連携の部分も併せて御議論いただこうかと思ひまして、中村専門委員から地方公共団体との連携グループの素案について御紹介いただけますでしょうか。

○中村専門委員 それでは、簡単に、資料2に沿いまして「地方自治体との協力」における当面の取組方向(案)ということで、簡単に御紹介させていただきます。

同じくワーキンググループで検討いたしまして、最後のまとめは事務局の方でやっていただきまして、ありがとうございます。

その内容で、先ほど御説明いただきましたが、今日配付の参考2の未来工学研究所の「地域における食品のリスクコミュニケーションに関する調査」の例えば一番最後のところに食品安全委員会への要望が自治体から出ていて、これらのものと内容は重複しているかと思ひますので、同じなような内容になります。

具体的には、まず資料1ページの検討経過とか検討の視点というところが記してございますが、特に検討の視点ですが、一番最後の検討2の(2)「検討においては、」というところですが、このような姿の実現に向けて、まず1つは、地方自治体と食品安全委員会の役割分担。今、関澤先生の方からもお話がありました、この委員会が地方にランチを持っていないというところの点とかです。

我々の地域のニーズとしては、地域におけるリスクコミュニケーションの担い手となる人材の育成のノウハウがなかなかないという現状があります。

リスクコミュニケーションに用いるツールの提供。各自治体が独自にさまざま取り組んでおり、いろいろな工夫もされておりますが、レベルの高いものとか、総括的なものとか、そういうものが国から提供されればというようなニーズであります。そういうものの3つの視点ということでございます。

次の2ページ目につきましては、これまでも触れられております食品安全委員会と地方

自治体の役割ということではありますが、安全委員会が主にはリスク評価に関する情報ということを担当し、地方自治体は厚生労働省あるいは農林水産省などの業務を直接担い、管理の方の業務が専らであると。ただ、その中で当然、評価ということについても、言及しながらお話ししていかないと理解は得られないというものでございます。これは先ほども述べられております。

この役割分担は完全に二分化されたものではなく、相対的にもなり、自治体から見れば両方の要素が必要であるということでもあります。

続きまして、次の3ページ目ですが「4. 地方自治体におけるリスクコミュニケーションの課題」ということではありますが、これは課題という表現になっておりますが、先ほどの未来工学研究所の方のレポートの要望事項でもあります。3点、こちらの方では出しておりますが、例えば(1)の地方自治体では、意見交換会を年間に何回か実施しているが、情報提供者の人选、人材の確保、講師とかを含めたものの確保が困難。

2番目には、リスクコミのノウハウというか、ツール、ここにも担い手が書いてありますが、リスクコミュニケーターとか、そういう育成がまだまだ難しいということ。

直接、地方自治体が国の食品安全委員会に期待するものとしては、資料の提供のほかに講師派遣などの要望ということで、人材育成の面も書いてありますが、そういうものがありまして、先ほどの資料2の要望事項と一致しているのではないかと思います。

続きまして、まとめの「5. 地方自治体との連携方策」でございますが、下の方(1)「基礎的知識を普及するための情報・資料の提供」ということで、これが以下①、②、③、④とありますが、食品安全委員会が今後、地方自治体が連携するに当たって、当面、直近で構すべき具体的な取組の方策ということで、4点にまとめてあります。

1つは、情報・資料の提供ということで、ここに具体的にはパンフレットであるとか、DVDであるとか、そういうような内容ものを提供していくのだということ。

(2)がある意味では一番大きいかと思いますが、人材の育成ということでもあります。地域におけるリスクコミュニケーションをより推進するための人材を育成するということでもあります。自治体においても、こういう教育的プログラムというものがまだ確定しておりませんので、そういうものについて人材育成を図っていただき、また、こちらの人材育成の①の最後の行に書いてありますが、継続的にこういうものを続けていくことが求められる。その継続的というのは、②のフォローアップという言葉にも表されておりますが、同じような意味で、そういうもので、一朝一夕にそういうプロフェッショナルはなかなか育たないと思います。日本においては、いかなる組織も人事異動とか、そういうものもあ

りますので、そういうものが継続性を持って行われることが必要かと思えます。

一旦、ある一定以上の力を持った人については、そういう人材のデータベース化、それらはひょっとしたら、国とか自治体の域を越えて、相互に活用できるようなものも、また可能かと思えます。

先ほどの資料1の例えばリスクコミュニケーターの講座の内容も、我々は具体的には重視しているのですが、先ほどの資料2で関澤先生の方で御説明いただきました附属書の具体的には2と3のノウハウ、リスク管理の基礎事項であります意見交換を運営する、進行する人が勉強すべき、留意すべき事項ということで、具体的にはリスク管理の「聴衆を知る」とか、そういうものが書いてあろうかと思えますし、また、附属書3には、そのための事前の調査方法、これはまさに今日の資料1のリスクコミュニケーションと意見交換会の持ち方そのものかと思えますから、この資料1の全体としては、人材育成のための教科書のようにも見えるわけで、これは概念的に書いてありますが、更に詳しく教科書的に書いていただいて、まとめていただくと非常にいいものになるのではないかということで、そういうものがあれば、人材育成のための日本全体の共通の教科書としても提案できるのではないかと。

「(3) リスクコミュニケーションの共催や情報の共有」は、国と地方自治体との共催とか、これまでやられておりますが、そういうものも力を入れていく必要があるということです。

最後に「(4) リスク管理機関の地方組織との連携」ということで、これは先ほど関澤先生の話にもありましたが、評価とマネージメントということの分断ではなくて、例えば国の機関におかれても、農政局、地方厚生局とか、いろいろな地域の組織があります。また、農水におかれては県レベルの組織もありますので、そういうものと地方自治体との連携、あるいは当然都であれば、厚生労働省と直接のやりとりもありますから、食品安全委員会以外に農水、厚労省、本省あるいは地方機関を含めた総合的な取組が必要であるということが、ここにまとめてあります。

以上のような形で、この未来工学研究所のレポートとほぼ矛盾のない内容のものであろうかと思えますが、特に人材育成とかというものを中心として展開していただければということでもまとめてございます。

以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。

つけ加えさせていただきますと、今、中村専門委員の方から資料1と2をうまく連携さ



せて御報告いただきましたが、地方自治体の方では地方自治体の集まり、連携をとっておられまして、特に群馬県などが中心になって、毎年、情報交換などを行っているようです。県レベルでも、農薬とは何かなどの、すごくわかりやすくまとめた情報冊子をつくったり、それが各県でまた共有されるということもあるようです。

そういったことで、国がすべてをやるのではなくて、いろんなレベルで、地方自治体も一緒になって、その住民のニーズに合った情報提供の在り方ということは考えられると思います。

御議論いただく上で3つ指摘をしておきたいのですが、1つはこの素案のとりまとめですが、検証の案については、これを実際に使っていく必要がありますので、事務局の方ではあと1回ぐらいの議論でとりあえずまとめたいと伺っております。そういうことなので、次がほぼ最終ということになります。

2点目といたしましては、別にその結果は固定的なものではなくて、また実際に運用しながら、歩きながら考えるというものだと思いますので、一応のファイナルになりますが、今後改善を更に重ねていっていただくということがあろうかと思っています。

3つ目には、リスクコミュニケーションということが食品安全を中心にいたしまして、我が国でも最近熱心に取り組まれています。どうやったらいいかわからないというか、試行錯誤を重ねておられるというのが実情ではないかと思っています。

そういった意味で、今回、私たちがつくります検証のガイドラインとか、その他の資料がいろいろな団体等でリスクコミュニケーションに取り組まれる中で1つの参考になるのではないかと思いますので、そういったことになればということで、皆さんの御議論を活発にお願いしたいと思います。

まず、資料1あるいは資料2に関して御質問がありましたら、お受けいたします。大分前にお手元にお送りされていると思いますので、御覧いただいていると思います。

もし特に御質問がなければ、御意見をちょうだいしたいと思います。できれば順番に、資料1について、どこのページのどの点についてということで、文章まででなくても、ここをこう改善すべきではないかという御提案がありましたらお受けいたします。

○阿南専門委員 ありがとうございます。

もう検証グループで十分に議論をされて、最終の段階に立っているということですが、少しつけ加えていただきたいといえますか、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーションについて、意見交換会が中心に展開されているという印象を受けたわけですが、私はもう少し考えるべき点があるのではないかと考えております。

実は、今、ウナギの問題で、抗菌剤が使用されていたということで、私にはマスコミからいろんな取材がきます。でも、私は抗菌剤のことはわかりません。事業者はとんでもないやつだと答えるだけです。ですから、このときに、実際、消費者は何を求めているかという、ああいうふうにマスコミが大々的に騒ぎますので、例えば使ってはいけない抗菌剤が使用されていたとなったときに、中国から来たウナギには抗菌剤が使用されていて、ひょっとしたら危ないかもしれないと思うわけです。その情報をどうやって得るかという、マスコミは、いけない抗菌剤が使用されていたというところだけしか言いませんので、私、ホームページを見てみたのです。どこにその情報があるか。そうしたら、食品安全委員会のホームページにもそういう情報提供はありませんでした。農水省も、厚生労働省にも、そういう情報はありませんでした。そうすると、抗菌剤というものを全部検索して、それは何なのかというところまで至らないと、消費者はその情報を得られないということになるのです。

ですから、今、食べようか食べまいかと悩んでいるときに、その情報が求められているということなので、私は是非このときに、食品安全委員会としては、今、問題になっている抗菌剤については、このような評価をしていますということをマスコミを通してでもちゃんとやっていただく。それこそ、農水省や厚労省に対して、中国産のウナギの生産の実態をちゃんと調査をなささいという指示を出す。そういうことがマスコミを通じて国民に情報提供される、説明されるということが重要なのではないかと考えているのです。ですから、食品安全委員会というのはそういうことをちゃんとやっていきたいということ、このガイドラインの中に盛り込むべきではないかと考えているところです。

以上です。

○関澤座長 具体的なお話でわかりやすく、ありがとうございました。

ご指摘の件ですが、意見交換会のみがリスクコミュニケーションの手段では全くないので、それを取り違えてというか、世の中では意見交換会をリスクコミュニケーションと呼んでいる部分もあったりするのですが、今回、検証グループがまとめる上で、私達もホームページの問題とかいろいろ考えました。自分の研究報告でも全般に触れたのですが、事務局からの要望で何か1つ具体的なものをきちんとまとめたいということだったので、意見交換会を中心にまとめてほしいということだったのでまとめていますが、おっしゃる点はおもったもので、リスクコミュニケーションというのは、この方法だけでなく、ホームページやその他の手段があって、その中で今回はこれについてまとめたんだということがはっきりわかるようにさせるべきだという御意見だと思います。

あと、今、阿南様の御指摘はもっともなので、たまたまですが、私どもが食品安全委員会のリスクコミュニケーション調査会をやっていた当日に、BSEに関連して国内で死亡の事例が出たというニュースがありまして、そのときに、その事実だけがまず報道されるということで、国民がどう受け取るかという懸念があったのですが、私どもは当時の寺田食品安全委員長に、このことをどう考えるべきかということについて談話を御発表いただけませんかということをお願いさせていただきました。その談話がすぐに出たわけですが、たまたま会議を共同通信の記者さんが傍聴して、「私たちは事実の報道はするけれども、それについてどう考えたらいいかというのは、専門的なところがあるので談話は非常にありがたい。そうでないと、私たちは憶測で書かざるを得ない」ということをおっしゃっておられました。

そのときは、食品安全委員会としてはうまく対応していただいたということが言えるかもしれませんが、阿南様の御指摘のように、国民が非常に関心を持っていることについて、その管理あるいは評価に責任ある部分ができる限り早いうちに、今の評価あるいは情報が、例えばマラカイトグリーンの評価について、現時点でこういう情報があるということの的確に知らせることは大切だろうと思われまます。

事務局、どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 マラカイトグリーンにつきましては、動物用の医薬品専門調査会の方で評価が行われておりまして、ADIが設定できないということで、評価書を、厚労省の方に返しているところでして、それに基づいて、検出されてはならないといった管理がなされている状況です。それをどのように情報発信するかというところが、今、御指摘いただいたところだと思います。

今回の議論になっている意見交換会のガイドラインというところと、当初、皆様方からいろいろな意見が出ました。1ページ目の2.(1)のところにあるのですが、食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションというものは、さまざまな方法で取り組んできているんですが、特に対面的に行われる意見交換会についていろいろと御批判もあるので、それについてガイドラインをつくってみましょうということになっている位置づけでございます。

一方、この専門調査会として食品安全委員会の本委員会から審議事項が求められている中に、情報発信の在り方についてという項目もございます。実は、そこに今おっしゃられたことが大変関係すると思うのですが、昨日、食品安全委員会が開かれまして、ちょうど7月で5周年経ちます。昨日、泉大臣がお見えになりまして、ごあいさつをいただいたの

ですが、思いのたけを語られたという感じでした。

今まで、確かに積極的にリスクコミュニケーションに取り組んできたということで、そういう面は評価する。ただ、いろいろ課題があるので、今後食品安全委員会の役割や機能を知っていただくとか、あるいはリスク分析といったものの考え方を理解いただく、そういうものを含めて、食品安全行政を信頼いただけるように、より一層、リスクコミュニケーションの充実に努めなくてはならない。特にメディア対応等も含めて、効果的な情報発信の在り方を検討していくことが必要だろうと考えているということで、大臣からもございました。

一方、今、5つのことについて本委員会から審議依頼があるのですが、情報発信につきまして、今日御欠席なのですが、唐木先生が作業グループでまとめることになっておりまして、唐木先生もこの辺をやっていかなくてはならないということで、今、どのように進めようかということで、事務局と話をしております。したがって、その辺の中でどのように情報発信をしていったらいいかということ、また、今後、きちっと議論をしていかなくてはならないと思っております。

ですので、今回まとめるガイドラインの中には、さまざまなリスクコミュニケーションのやり方があるのですが、今回は意見交換会について、特にやり方について留意すべき事項をまとめましたという位置づけに整理させていただくのが、今までの検討経過からして素直なのかなと思っております。

○関澤座長 よろしいですか。

○田近専門委員 今、ちょうどウナギの件が出ましたので、私もお話ししたいと思うのですが、ガイドラインの中で、リスクコミュニケーションの目指す方向性や意見交換会をする目的が分かりにくいと感じます。

三菱総研の方でも、この意見交換をする場合、取り上げてほしいテーマとして残留農薬、食品添加物を挙げておりますが、これは消費者が不安を持っているということですが、実際の消費者の行動としては、この不安に対して、例えば添加物がいっぱい入っているハムやソーセージ、練り製品を買わないでいるかということ、そんなことはないのです。ちゃんと買っているのです。ですから、これは不安が行動にはあらわれていないということだと思います。重要なのは、そういう不安なことが行動に表れてしまって、買い控えをしたり、避けてしまうことだと思います。

ちょうどウナギのことが出たのですが、さまざまな抗菌剤ですとか、偽装ですとか、そういう不安材料に対して、食卓に出すにも便利で栄養価も高いので、本当は購入したいが、

そういう心配があり買えなくなってしまうている。つまり、不安が行動に現れているという事です。そういう行動に出してしまうことを、もっとリスクミの中で検証していくのも重要と考えますが、このようなことも含めもっと具体的な検討内容をガイドラインに盛り込んで欲しいと思います。

○関澤座長 関連ですか。

○近藤専門委員 勿論、皆さんのおっしゃる御意見、そのとおりだと思います。

このガイドラインをまとめるに当たっての段階からさまざまな御意見をいただいたのですが、リスクコミュニケーションイコール意見交換会なのかという意見が、今も皆さんおっしゃっているとおり、繰り返し行われてきたと思うんです。だけれども、とりあえず柱としてやってきた意見交換会というものが、今までやってきたことを反省しつつ、これからも意見交換会はくだらないからやめてしまおうということではなくて、リスクコミュニケーションの1つの在り方だとするならば、それを評価しつつ反省するべきはしつつ、もっとあるべき姿としてどうしたらいいかというガイドラインであって、リスクコミュニケーションそのものを評価するガイドラインではないと思うのです。

今まで出た御意見は、勿論もっともなんです、これは1つの成果物として評価しておいておきたいと私は思います。自分が参加したから申し上げるわけではないですが、今までの御質問に対して、1ページの2番目の(1)のところにリスクコミュニケーションの取組としては、意見交換会の開催、評価に対する意見・情報の収集、ホームページ、メールマガジンに対する情報の提供、安全ダイヤルでの意見・質問の受付、モニター制度等々、促進に取り組んできたということで一応盛り込まれていますので、その中で今回は意見交換会ということものについて規模の大小、事前のアンケート、アンケートの事後評価についてこうやりましょうということをもとめたということであれば、これはこれとして、これがけしからん、不十分だということではなくて、あくまでも意見交換会の在り方についてまとめたものです。

皆様がおっしゃるように、ほかのリスクコミュニケーションはどうするのかということ、それはそれでまた別な形として、きちんとこれから評価していったらいいのかなと思います。

長くなって申し訳ないのですが、そうすると、どうしても行政のやることは、コミュニケーションというと情報発信の方に力を入れ過ぎて、皆様おっしゃったように、皆様が何を心配して何を聞いたがっているかということ、二の次になって、まず言いたいことを言うというところで、ギャップができてしまうと思うのです。ですから、コミュニケーショ

ンというのは双方向性で、まず聞く。そこからスタートしなかったら、コミュニケーションは始まりませんというところを、今後、繰り返しやっていかなければいけないリスクコミュニケーションのそのほかの在り方についての評価については、是非盛り込んでいただきたいと思います。

例えばこの中に御不満があれば、それはそれでやっていくということを盛り込むということで、それは救えるのかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○関澤座長 一遍に全部をまとめようとするとなかなかまとめ切れないということもあり、今回、検証ワーキンググループといたしましては、意見交換会についてまずやってみるということで、実際には進めてまいりました。

おっしゃる点について、例えばホームページ等での情報発信につきましては、今、小平さんの方から御指摘がありましたように、情報公開と透明性のワーキンググループが別にあります、そちらの検討がちょっと遅れておりますが、次回以降に、また皆さんにお諮りして、情報発信の在り方が、適切であるか。あるいはどういう点を改善すべきかということについて、今後検討していただきたいと思っています。作業グループのヘッドである唐木先生は今おられないですが、お願いしようと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 田近専門委員の方から、目的がはっきりしないということでおっしゃられたのですが、うまく表現されてないかもしれませんが、例えば4ページ辺りで、どのようなことに皆さんが関心を持っているかニーズを把握して、それをどのような方法でとらえて、意見交換会のテーマにしていくかということ、この辺りで書いています。ですから、直接的な表現がなかなかないのでわかりにくいかもしれませんが、消費者の皆さんが不安になっていることとか、あるいはその2の1の1辺りにあるのですが、ニーズを把握するための情報の例ということで幾つか挙げてあるのですが、マスコミの動きであるとか、消費者の情報の動きであるとか、そういうものをとらえて、どういうところをテーマにして、どういう目標にしてやっていったらいいかといったことを、先ほど近藤専門委員が言った、まず聞くというところに当たるかもしれませんが、そんなところを考えて設計していきましょうというところで、ここに盛り込まれているとは思いますが、もし不足の部分がありましたら、更に御指摘をいただきたいと思います。

○中村専門委員 よろしいですか。1つ阿南専門委員のおっしゃられたことと、今、マラカイトグリーンの話がありますが、ギョウザの件を後ほど説明されるのですか。ギョウザの件の食品安全委員会における情報緊急時対応課という名前ですが、例えばこれを私が説明する立場ではないのですが、1月29日にこういう事件が発覚し、そして、東京都が

まず発表したんです。第一報がわかったのは1月29日の午後6時30分。5分後に厚労省にも伝達しました。そして翌日の30日夜の8時頃にプレス公表を行い、こちらに書いてあるように深夜に対応しているわけです。緊急対応ということは、直接緊急のマネジメントに関わる東京都の立場から言えば、この2月5日の時点は、すでに対応済みなのです。1月30日にプレスしたのは、こういうロットの、こういうブランドのものを食べないということです。そうすると、翌日には相談の窓口とかを受けたりします。だから、まさに緊急時というのは1月30日から31日にかけての時間という感じがします。

ですから、食品安全委員会の流れの中での緊急対応で、またメタミドホスの評価とかも当然必要なことではありますが、マネジメントにおける緊急という言葉と時間の次元が違うのです。それに、阿南専門委員がおっしゃったようなマラカイトグリーンが出たウナギは、当然禁止されていた。そういうものが流通していれば、回収したり、そういうことをするのです。消費者の口に入らないようにということで。マラカイトグリーンの評価はできているのです。すでにこれまでからこのようなものはだめだ、ということですね。そういうものが市場流通していたら、販売を禁止し、回収命令するというような措置をとっているということです。

だから、今、市場にあるものはそういうものから除外されるものであるから、それが中国産であれ、台湾産であれ、大丈夫なウナギなわけです。ただ、気になるから、買う買わないは消費者の選択ではありますが、この流れの中のマネジメントと、先ほどリスク評価とマネジメントとしての緊急対応という両者の時間の次元は違うんだということを発信しないと、食品安全委員会の次元に緊急対応のマネジメントという部分が求められているような誤解も与えるのではないかと思います。この辺は、先ほど二分化したものでなくて、認識としては広く教育啓発はしないといけないのですが、対応は次元が違うフェーズにあるということもものもまた強くアピールするべきではないかと感じます。

○関澤座長 ありがとうございます。

御議論が非常に活発に行われていますが、食品安全委員会にはリスクコミュニケーション専門調査会のほかに緊急時対応専門調査会がございまして、緊急時の対応の方がクローズアップされやすい面は当然あるんですけども、そちらはそちらで別途検討されているということです。ところが、緊急時対応調査会で何をやっているのか、私たちが十分知らないという面もあって、それはいけないのではないかとお願いして、今日、こういう資料を御用意いたしまして、御担当の課長さんから後ほど御説明いただくことになっています。

消費者の方あるいは事業者の方からいろいろな問題が起きたときに、どういうふうに食品安全委員会なり、また関連省庁は対応すべきなのかについては、緊急時対応の方の調査会で十分御議論いただいている面があると思います。しかし、リスクコミュニケーションと無関係ではございませんので、私たちは連携してやっていく必要もあると思いますし、少なくとも、どういう御議論がされたかということについて、後ほど御紹介いただきたいと思います。

○阿南専門委員 今回のこれにけちをつけているわけでもないですし、意見交換会のためのガイドラインであるということであれば、それはそれで私はいいと思います。これを充実させていく必要があると考えておりますが、ただ、私はリスクコミュニケーションというのは、関係者が全部リスクを共有して、それぞれがリスクを少しでも減らすための努力をする。ですから、一人ひとりの消費者にも問われているということがリスクコミュニケーションだと思うのです。情報の共有という意味では、先ほど例に挙げましたウナギの抗菌剤についても、共有するということができるだけ早く行われた方がいいと思うわけです。

それは情報発信だと決めてしまうのではなくて、情報発信して、それもリスクコミュニケーションの1つの重要な点であると考えているということなので、今、消費者が問題に思っているところに、本当に食品安全委員会がリスクコミュニケーションとしても重要なテーマであると考えてもらうということが重要だと思っておりますし、これからそのような情報発信を考えていくということを十分にやっていければなと思っております。

○関澤座長 先ほど小平さんからも御説明ありましたが、リスクコミュニケーションの検証という名前のワーキンググループになっているので、なぜ意見交換会のことだけ今回取り上げているのかという疑問を持ちやすいと思います。ただ、情報発信はリスクコミュニケーションとは違うと考えているわけではなくて、別にワーキンググループがわざわざそのために設定されておりますので、そちらでかなり御議論いただきたいと思います。

少し遅れておりますが、唐木さんの方で取組について事務局と御相談されているということなので、できるだけ早く情報発信の在り方について、勿論、重要なリスクコミュニケーションの手段ではございますので、どうあるべきかまとめていただければと思います。ありがとうございます。

○中村（善）専門参考人 今回の議論で3つほどございます。

1点は、私もこの場に出させていただいて、今、言われた議論は、1つはリスク管理というのと評価というの、専門家の方はものすごく截然と切り分けられているんだけど、私なんか組合の立場からいくと、管理の部分を早急にやらなければいけない。それと評価



は違いますよという部分があって、そこの部分のところが、私らが接する組合員であったり消費者の方はそこのところが一番わかりづらいというところがある。そこをどういうふうにコミュニケーションやるかというのは、1つ大きなところだなと思っています。

それと関連して2点目は、私はこの意見交換、リスク評価は非常に立派なもので、わかりやすくできているということではちをつけるつもりは毛頭ありませんが、1つ、今の話で気になったのは、今の緊急対応時の3ページ目のところに、これの位置づけで、本ガイドラインの利用に当たって(4)で意見交換の状況として緊急時も考えている。緊急時の対応については、専門調査会が指針を定め、基本的にこれらに沿って対応するというところで、これの説明が出ているのでしょうけれども、要は緊急時とここで言っている平時というか何といいましょうか、そこの差は何なんですか、境目は何なんですかというのがちょっとね。

例えばこのアンケートの中でBSEの問題がずっとやられていました。BSEは、当初、緊急時の問題で当然出てきた問題です。それがこっちに移っていくときに、どこら辺の境目でいくのか。逆に言うと、緊急時で対応した部分のリスクコミュニケーションというか、情報提供の課題かわかりませんが、それがこっちにどういう部分で引き継がれるのか、何をやるのかというのは、よく見えてないところがありますので、それを1点、お願いしたい。

3点目は、考え方をこういうふうに統一したものは非常にいいことだと思うのですが、この緊急時が特に平時に移行するときの部分のところに関わってくると思うのですが、例えば消費者にすれば、さまざまなニーズ、不安ありますね。今の農薬の問題はいっぱいあります。その部分のところは、どこに焦点を絞るかということで、ニーズをやってくださいと、私はそのとおりで書いてあるんですが、例えばこの前御講演でいただいた部分等を含め、例えば包括グループとか、そういう部分の絞り込みの手法とか、そういったものについて、何かもう少しあった方がいいのかなという感じがします。

このとおりでやれということは、もう少し手法で何か今後つなぐものがもし出てきたらいいのかなと、ないものねだりかもしれませんがね。基本的にこの部分で評価の仕方が非常にわかりやすいということで評価するし、こういうのをもっと、それにつながるようにしていただきたいと思います。

○関澤座長 貴重な御意見、ありがとうございます。

緊急時とリスクコミュニケーションとの縦割りみたいところが目についてしまうわけですが、おっしゃるようなある程度分担をしていて、今後も連携を持っていかなければい

けないと思います。そのところを明記して、緊急時は別にやっていますからという書き方ではなく、緊急時対応では例えばこういうガイドラインをつくっておられるので、そこを参照していただいて、こちらを見てくださいますということは少なくとも入れるべきだと思いますし、中村さんがおっしゃったように、リスクコミュニケーションについてはフォーカスグループとかいろいろな手法があるので、意見交換会以外に多様な手法があるので、それを今後、検討していくべきであるみたいな文章が、むしろあった方がいいと思うのです。それらをきちんと食品安全委員会でもできる範囲で取り上げられて、いろんな手法を多彩に検討されていく必要があると思います。つけ加えるとすれば、中村さんのおっしゃったことは、そういうことがあるのかなと思います。

○小泉委員 今まで皆様方の話を聞いていて、我々というのはテーマを考えるときに、例えばカドミウムとか、メチル水銀とか、そういうテーマをまず決めて、説明すると、大抵一般の人はなかなか食いついてこないと思います。

今まで聞いていて、医療の話になってしまいますが、我々教えられたのは、ある疾患についていろいろ教えられるのです。そうではなくて、今は、例えば腹痛の症状があると、それに対してどんな疾患があって、どういう問題を整理して行って、どういうふうに処置するかという教育の仕方に変わってきているわけです。

今回も例えばマラカイトグリーンが基準値を超えています。そうすると、それに対して皆さん非常に不安に思うわけです。どこまで安全なのかというようなことを感じると思うのです。そういったときに、私たちは安全委員会として提供するときに、マラカイトグリーンについてという話ではなくて、基準値を超えると安全性とはどういうことなのか。それを広げていき、さかのぼりながら、不確実係数は何なのかと、どういう実験から毒性量を見て、それに安全率を掛けているのですよという話の設計の方法に持っていくと、多分一般消費者の方々にはわかりやすく食いついてくるのではないかと感じたのです。

○関澤座長 ありがとうございます。意見交換というか広報の在り方の1つとして、消費者が本当に知りたいような内容に設定されたテーマの設定の在り方を考えるべきではないかという御意見だったと思います。

○田近専門委員 一言だけ申します。先ほど小平さんの方から、この中に盛り込んでほしいことがあればとおっしゃっていただいたので、4ページの2の(2)どのような人が、何について不安や関心を持っているのかの把握に努めとありますが、先ほど申し上げましたように、添加物や農薬について不安だという声がありますが、実際の日常生活では、私たちはそんなに気にして買っているわけではないです。それは行動が伴っていません。で

すけれども、その不安が行動として出た場合、それが誤った認識のせいであればその間違いを是正しなければなりません。理解不足や誤解からくる不安が行動となって現れた場合の検討をお願いします。

○関澤座長 御議論が意見交換会のガイドラインの方に集中していますが、地方公共団体との連携についてもこの時間の中で御議論いただければと思いますので、もしございましたら、どうぞ遠慮なくお願いします。

○中村（善）専門参考人 地方自治体の役割は非常に重要だと思って、多分、この場でも議論されたし、ワーキンググループで議論されたと思うのですが、リスクコミュニケーターは重要です。私もそのとおりだと思うのですが、このリスクコミュニケーターが、今、一生懸命養成をされていて、現場のところで、例えば人事異動とかいろいろあるかもしれませんし、そういう人たちがどういうふうに活動をしていらっしゃるのか、あるいは今後どういうことになるのか、あるいはコミュニケーターとして活動できない、しづらいような要因が具体的にはどういうことなのかとか、そういったようなことについての検証は一応されているのだと思うんですが、どういうふうな部分のところになっているのでしょうか。

積極的に養成していくには、これはトライアルなのか、ある程度めどをつけて、もう少しきちっと展開していくべきだという位置づけでとらえるのか、そこがどっちなのかと思ったものですから、もう多分議論されているのだと思います。済みません。

○中村専門委員 どこが一番進んでいるとは言いませんが、群馬県とかもあります、熱心に取り組んでいる方ではありますが、なかなかリスクコミュニケーターというまでもなく、例えばパネラーとか座長みたいなものをイベントで務められる人材は結構限られているのです。うまくやっていただけるだろうと思う人たちは、東京都の中で見ても、うちの周辺の職員でも何十人もいるわけではないので、外部の先生にお願いしているわけですが、そういうものとしては本格的に取り組まないといけないということなので、教育システムを完備して、そういうものをやっていきたいということですが、これからちゃんと取り組まなければいけないという後者の方の考え方があります。

○関澤座長 どうぞ。

○小平リスクコミュニケーション官 食品安全委員会としても、地方自治体と連携しましてそのような人材の育成をここ数年やってきているのですが、基礎的な食品安全委員会の活動かと、リスク分析の考え方というものをまずわかっていただこう。

その上に立って、例えば会議を進行するときには進行役的な能力はどのようなふうな能力が

必要でしょうか、あるいは一方で科学技術の言葉は難しいですので、かみ砕いてお話しする能力はどんなことが必要でしょうかということ、その上に乗せていこうということで取り組んでおります。

昨年、講座に参加していただいた方にアンケートをとったのですが、講座を受けられて、その後、地域で活躍しましたかというアンケートをとっております。2割ぐらいの方は、既に地域の懇談会とか小さな集まりで、私お話をしましたということとか、あるいは我々がつくっているDVDとかを見せながら活動をしていますという御報告がございました。

更に、近々、取り組んでいきたいという方を含めると25%ぐらい、4分の1ぐらいの方だといった数字が出ています。これについては、多いのか少ないのかいろいろ議論があるかもしれませんが、そういった形で講座を受けられた方が、様々な場で活躍をしながら、徐々に自分で技術を身につけて、また大きな場面にも出ていかれるような形が想定されるのではないかと。

この報告書の中にもありますが、そういう人々が使うようなツールとかの提供も含めて、いろいろな支援を考えていく必要があるのかなということを感じております。

○関澤座長 ありがとうございます。

小平さんにつけ加えさせていただこうかと思えます。今、リスクコミュニケーター養成講座ということで取り組んでおられるわけですが、相手の考え方に対して理解を深めるとか、聞くというようなことを主眼とした、ファシリテーションというものだと思いますが、そういった考え方を身につけるような講座を進めておられます。

もう一方で、今、小泉委員がおっしゃったように、例えば基準値を超えるというのはどういう意味なのかということの説明できる人が必要です。

手前みそになりますが、私は、厚労省から支援をいただきまして、行政官あるいは消費者団体、業界の方が説明に一番困っていること、消費者団体の方が困っていることについて調べて、それに的確に答えるのを支援するようなツールを開発する研究を始めさせていただいております。私どもだけではなくて、ほかでもどんどんやればいいのですが、そういったものも一方で必要かなと考えております。

○阿南専門委員 食品安全基本法に基づいて地方自治体は食品安全条例をつくっていく。国の施策と同時に、地方自治体の公共団体の役割ということでちゃんと規定をされているわけです。各都道府県に食品安全条例が制定をされて、それに対する部署ができ、それに伴って消費者参加の審議会等もできているわけです。ですから、言わば消費者参加という意味では、そこは非常にいい場にもなっていますし、そこからその自治体の住民とのリス

コミュニケーションが図られるかということも、その自治体のテーマであると思うのです。

ですから、食品安全委員会は地方の支部がないということではなくて、自治体はそれなりにちゃんと施策をする義務があるということなので、そことのパイプをちゃんと太くするということを明記すべきではないかなと思うのです。

ここでは、農政局や保健所、厚生局というところが書かれているのですが、基本的には地方自治体の責務とされているので、そことの連携のパイプを強めることが必要。まだ条例もできてないところもありますし、消費者とのコミュニケーションも十分でないところもありますので、そこを促進するようなことを書いた方がいいのではないかな。どう書いたらいいかわからないのですが、済みません。

○関澤座長 ありがとうございます。

今おっしゃった点も盛り込んで、地方自治体として今後どういうふうにやっていったらいいか。また食品安全委員会との関係でどうあるべきかということをも明文化する。

○中村専門委員 そういう意味では、食品安全委員会のランチというか、そういうものがないという書き方は、そんなに必要ではないかと思います。東京都としてみれば、日常の直接業務で食品衛生法を所管する厚労省から、JAS法を所管する農水省から具体的な通知とか情報提供があつて、直接業務の参考にしておりますが、食品安全委員会の情報を軽んじるということはありませんので、同じように受け止めて対応しているわけでありますので、ましてや機関委任事務というものがいない状態においては、国からの情報提供ということでは、同じ位置づけでありますから、自治体は出先ではもともとないので、すべて同じ立場でありますから、意欲的に連携を図るように強調した書きの方がより望ましいかと思います。

○関澤座長 どうぞ。

○岡本専門委員 私がこのガイドラインを読ませていただいて、最初に思ったことは、このガイドラインを読む対象者はどなたなのかなという事です。それは、きっと安全委員会であり、国の何かのリスク管理機関であり、または行政の方になるのかなと思いながら読ませていただきました。その中で読んでいて、勿論書かれているのはわかるのですが、それでもやっぱりよくわからなかったのが、根本的なことになってしまいますが、評価機関である食品安全委員会がどうしてここまでリスクミにちゃんと力を入れなければいけないのか。

あと、管理機関と評価機関との関わり合いみたいなことが、先ほどから出ていますが、

国と地方の関係、それぞれがどんな役割を背負っているのか、担っているのかがよくわかりません。

もう一つは、先ほどと似たことになりますが、食品安全委員会と例えば農林水産省とか厚生省とかの国同士の関わりと、なおかつ出先機関、地方のところと県レベルとか、いろんなレベルのところがあって、それぞれがどういうふうな立場でこのガイドラインを読まれるのかなというのが、とても難しいなと思いました。

私のようにフリーで動いている人間にとっては、まず場をつくること、機会をつくることから考えなければいけない立場の者ですが、その視点が入っていない。だから、これを読まれる方は、開催することができる人なのかなと思いました。

先ほどからのお話を聞いていて、緊急の対応というお話を、どこまでが緊急なのかなと本当に思いました。最後にお話しいただくのではなくて、もっと途中で話しただいた方がわかりやすいのかなと思って聞いていたんですが、例えばギョウザの事件などは本当に緊急です。待ったなしの緊急というものもあれば、BSEなどは確率からいったらどこまで緊急かというのがわからない部分があります。なおかつ表示の問題、例えばクッキー系ものが1日ずれようが2日ずれようが、そう大したことはないなと感覚的に思ってしまうようなもの、それをどの辺まで緊急として、どこまでを扱おうとしていращやるのかがよくわからないと思いつながり聞いていました。済みません、感想になってしまいました。

○関澤座長 だれが読むのかということは、貴重な御意見ですね。おっしゃるように、これは食品安全委員会が主に使うということ念頭に置いてつくられています。ただ、そうしたときに、先ほど私もいろいろなところで参考にさせていただけたらとは申したのですが、岡本さんがおっしゃるような、もっと自主的に行動されるグループの中でということになると、こんな大層なことは不要かも知れないと思うのです。

そういった在り方も考えられますので、この中で詳しくは述べるに至らないと思いますが、もう少し多様なグループでのリスクコミュニケーションの考え方についてもどうしたらいいのでしょうか。これはこれで一区切りと思いますが、別途、提示して、検討していきたいと書いておけば、今後、リスクコミュニケーション調査会としていろいろやるべきところはたくさんあると思うのですが、今、おっしゃったような自主的なグループとか、NPOなどでどんどん活動されておられます。そういった方たちの支援にもなるようなものもつくっていくべきかもしれません。

もう一つあるのは、食品安全委員会というものができまして、食品安全基本法というのでできて、言わば目に見える形でリスクコミュニケーションということが行政で書かれた

のは、それが初めてだと思うのです。非常な期待を担っているという面があると思います。にもかかわらず日本の食品安全委員会は、少人数でアメリカのFDAやほかのヨーロッパの国とはまた違います。できることにある程度限界があるので、全部自分がやるということにはならないと思います。

しかし、食品安全のリスクコミュニケーションについては、目につく顔みtainな存在なので、そこがどういう考え方で、また、どういう手法で今後やっていくのかということをはっきり出さないといけないし、また、厚労省や農水省が既にいろいろおやりになっていらっしゃるの、それとの関係はどうなのかということも、この中である程度明記されておけば、この場合は厚労省を見にいけばいいんだとか、この場合は農水省に見にいけばいいんだとわかるわけです。ほかにやっているのに意外と見えてない場合があると思うのです。食品安全委員会は見るけれども、厚労省は見てないという方もおられると思うので、ここでもこういうことについては厚労省で既にやっています、そちらへ参加してくださいみたいな話が触れられてもいいと思いました。

御議論はまだまだおありだと思いますが、時間の制限もありますので、もしよろしければ、ここで1つ区切りとさせていただこうかと思ひます。

緊急時対応の問題についても今日は御紹介いただくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日、いろいろな方から御意見が出ました。既に決められたスケジュールに沿って議論を進めていくだけでなく、いろいろ新しい問題がどんどん出てきておりますので、そういったことについてもフリーにディスカッションをできるようになればと、私自身は考えておまして、今日の場合は、一番最後の時間に、皆さんが、今、懸念してひいて、このリスクコミュニケーション調査会でも是非考えていかなければいけないという御提案がありましたら、そういうものについて御発案いただけるように時間をとらせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、議題に沿ひまして、議事では3番目とされておりますが、その前に角田課長さんにごあいさついただひいてよろしいですか。

○角田勸告広報課長 7月1日付けで勸告広報課長に異動になりました角田でございます。よろしくお願ひいたします。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、議題の3番目の三府省におけるリスクコミュニケーションの取組について、御紹介いただきたいと思ひます。

○小平リスクコミュニケーション官 それでは、資料の3-1を御覧ください。これは前回、第37回のリスクコミュニケーション専門調査会が4月23日に行われたのですが、それ以降に行っておりますリスクコミュニケーションに関する取組をとりまとめてございます。

まず1番目としましては、意見交換会や説明会等の実績ということでございまして、三府省が連携してやったものということで、1番、2番につきましては、後で御報告ありますが、厚生労働省、農林水産省の方が共催ということで開催をしておりますが、体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会というものが東京、大阪で行われております。

次のページを御覧ください。後でもう少し詳しく説明しますが、3、4は食品安全委員会が主催で、更に厚生労働省、農林水産省、環境省と連携をとりまして実施したものでございます。食品からのカドミウムの摂取に関するリスク評価についてということで、これは食品安全委員会のリスク評価書の案ができて、その説明を目的に、情報の募集の期間にこのものを開催してございます。後でもう少し説明いたします。

(2)一番下のところでございますが、これは食品安全委員会が主体でやりましたが、遺伝子組換え微生物を利用した食品の安全性の評価基準案というものが、ちょうどそのときにできてございまして、これも意見・情報の募集、30日間行うのですが、その期間に合わせて説明を中心とした意見交換会をやってございます。今後、関係者のニーズを踏まえて、随時開催していく予定でございます。

3ページからは食品安全委員会における取組でございます。繰り返しになりますが、1の(1)は5月20日に食品安全委員会の主催ということで、組換え微生物を利用して食品を製造する場合の安全性の評価基準案というものが遺伝子組換えの専門調査会の方で議論がずっとされてきました。その評価書案ができ上がったところで、30日間の意見・情報の募集の期間に入りました。その間にその評価書案につきまして専門家の先生から説明し、会場に参加した方々との意見交換を行ったというものでございます。

遺伝子組換えというものについて不安を持っている方が多いので、対象をできるだけ幅広く、わかりやすくお伝えしようという目的でやったのですが、来られた方は食品企業の参加者が多うございました。それは、自分たちがつくる食品が今後どのような物差しで評価されるかといった視点から、食品企業の参加者が多かったという状況でございます。その中では、特にガイドラインの考え方等についての質問や意見が出されたという状況でございます。

次の丸でございまして、これは先ほど言いましたように、カドミウムのリスク評価につ



きまして、これは発足以来5年間、長きにわたりまして相当綿密に評価を行ってきたという評価書案ができて、そのものにつきまして内容を説明するというような形で意見交換を行ったものでございます。これは、大阪と東京で、それぞれ化学物質・汚染物質の専門調査会の専門委員の方が、どのように学術論文を読み解いて、耐容週間摂取量7 $\mu$ gとといったものを導き出したかといった内容につきまして詳しく説明したところでございます。

これもできるだけ幅広い方に知っていただくことが、リスクをわかるという上で重要なのではないかということで、幅広い問いかけ、また学会の関係者にも多く出ていただきたいということで問いかけをいたしました。割合としましては、行政の参加者が案外多うございました。企業関係者、そして消費者の方といった形でございました。ここでは、その耐容週間摂取量をどのような考え方で設定したかといったことについて質問等がございました。

4ページにまいります。そのほか、自治体や団体が企画する意見交換会などに当方から講師として出かけていっております。

更に、4ページ下からは、評価書案等につきまして意見・情報の募集をしておりますが、主なものとしては4ページの一番下にありますが、これは例の冷凍ギョウザに関わる場所です。メタミドホスに関する評価が、この期間に意見・情報の募集をされております。

5ページ、更に6ページまで続きます。6ページの真ん中に、先ほど説明しましたが、遺伝子組換えの微生物を使った食品の安全性評価基準案について意見交換会をやりまして、その結果として集まった意見・情報といったものが10件ほど来ております。

更に7ページの一番上でございます。この一番上にカドミウムのリスク評価の評価書案についての意見募集がここにごございました。この資料をつくる時点では6月27日ということで募集中になってございましたが、昨日の食品安全委員会で、この評価書の案が正式に決定をされました。意見の方は4件提出されておまして、そんな状況になってございます。

更に、7ページの下の方、3としまして、ホームページにおきましては体細胞クローン動物に関する基礎的な情報につきまして掲載をしましたり、あるいは食べ物による窒息事故を防ぐためにということで掲載をしております。メールマガジンの配信。

更に8ページになりますが、安全ダイヤルの方に問い合わせがあった、電話あるいはメールでの問い合わせの件数がここに書いてございます。これは別途、資料3-3にありますので、詳しい内容はそちらを御覧いただきたいと思っております。

また、一番下の（２）のところでは、食品安全モニターを通じまして意見が寄せられておりますが、４月は９件、ちょっと少なかったですが、５月は２５件ということでございました。これは資料の３－２の方に具体的な内容につきまして報告させていただいておりますが、そちらの方の説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、厚生労働省の方からお願いします。

○関澤座長 よろしく申し上げます。

○北村専門官 厚生労働省から御説明いたします。

資料の９ページを御覧ください。まず、１の意見交換会、当省主催のものでございますが、先ほど若干触れていただきましたが、５月１９日と２３日、東京、大阪におきまして農林水産省と共催で「体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会」を開催いたしました。こちらは、本年４月１日に厚生労働省の方から安全性の評価を食品安全委員会に依頼いたしましたので、我が国におけます開発の状況ですとか、安全性に関する研究の内容、諮問の内容といったものを御理解いただくために説明会を開催したものでございます。

主な会場からの意見としましては、クローン技術に関することが多うございまして、そのことにつきましては、おおむね御理解いただいたかと思っておりますが、評価後の表示の問題ですとか、何となく不安だという意見もあったところでございます。

（２）といたしまして、厚生労働省におきましても、自治体からの要請に応じまして意見交換会に講師派遣等を行ってございます。６月４日に秋田市におきまして輸入食品をテーマとした「食品安全セミナー」が開催されまして、講演とパネリストとして参加をしたものでございます。

２番の意見募集の実施状況ということでございまして、本期間におきまして、資料に示してございますように、２０件ほど意見募集を行ってございます。１０ページの３行目にございますように、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（案）」についても意見募集をしてございます。

次に１１ページですが、情報の発信ということでございまして、厚生労働省の方でもホームページを通じましてさまざまな情報の提供を行ってございます。また、随時更新やページのリニューアル等も行っているところでございます。（２）といたしまして、新規に情報提供した内容をお示ししてございますので、御覧いただければと思います。

以上です。

○関澤座長 ありがとうございます。

それでは、農水省、お願いします。

○浅川消費者情報官 引き続き資料の12ページから農林水産省の取組状況でございます。

まず意見交換会ですが、厚生労働省と共催で体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会を開催いたしまして、農林水産省の関係ですと、そのクローン家畜の研究開発の現状について、関係の独立行政法人の科学者から説明をし、また質疑応答に答えております。

更に、各地方の組織の段階でもそれぞれシンポジウム、意見交換会などを開催しているところです。

また、地方公共団体ですとか、各種団体の企画した意見交換会へ講師などの派遣を行っておりまして、御覧のとおり、本省、地方公共団体、それぞれでパネリスト、また出前事業などの講師といったような形で人を派遣しております。

更に2番でございますが、規制の見直しにおいて、この4月から6月20日の間に11件のパブリックコメントをかけているところでございます。

更に、3番目として、ホームページやメールマガジンを通じた情報提供を引き続き行っているところでございます。

以上です。

○関澤座長 ありがとうございます。

今の御報告について御質問あるいはコメントございましたら、お願いします。

○近藤専門委員 北村さんに教えていただきたいのですが、メルマガで拝見したのですが、7月11日に食品の安全性に関する情報提供の在り方懇談会というのがあるというのを拝見したのですけれども、これは、ある意味、タイトルだけ見ますと一種のリスクコミュニケーションの在り方のように見えるのですが、このお話を教えていただければと思います。

○北村専門官 7月11日に第1回目といたしまして、「食品の安全性に関する情報提供のあり方懇談会」を開催する予定になってございます。先ほどよりいろいろ御議論がございましたように、行政の方からどのように効果的に情報提供をしたらいいかということをテーマにいたしまして、懇談会という形式で、一定の結論を得ようというものではないのですが、構成員の方々からさまざまな意見を伺いたいという目的で開催するものでございます。

○近藤専門委員 ありがとうございます。

○関澤座長 ほかにございませんか。

先ほど小平さんの方で3-2の方は割愛という形でしたが、御説明はよろしいですか。

○小平リスクコミュニケーション官 時間もあれですので、全体としての件数だけ紹介させていただいておりますので、後ほど御覧いただければ助かります。

○関澤座長 それでは、議題の3番目について、特にほかに御質問等ございませんでしたら、その他に移りたいと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 事務局の方からよろしいでしょうか。

前回の専門調査会におきましては、19年度に取り組ましたリスクコミュニケーションについて皆様方からコメントをいただき、また、今年度、20年度の取組についてさまざまな御意見なりコメントをいただきました。

その中で緊急時対応の専門調査会との連携等も図る観点から、緊急時の専門調査会の審議状況なども教えていただければといったこともございました。今日、酒井情報緊急時対応課長の方からその緊急時対応専門調査会での審議状況について御報告をお願いしたいと思います。

○関澤座長 よろしく申し上げます。

○酒井情報緊急時対応課長 情報緊急時対応課長の酒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、緊急時対応専門調査会における審議状況について報告してほしいということでございましたので、お話し申し上げます。

従前より事務局といたしましては、緊急時におけるリスクコミュニケーションに相当するのだらうと思いますが、緊急時におきます迅速で正確な情報提供については極めて重要だと認識をしております。緊急時対応マニュアルというものをつくっておりますが、その中でも適切な科学的知見に基づく情報、迅速かつわかりやすく提供するための方法などについて記述をしております。改訂を加えながら対応してきたと思っております。

また、緊急時対応訓練などを通じて対応をチェックしつつ、緊急時対応専門調査会での御意見を踏まえながら適宜見直しを行ってきているということでございます。

今後とも、両専門調査会の御意見を伺いながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、緊急時対応専門調査会における議論について、その概要を追加資料の1-1から1-3に基づいて簡単に紹介をしたいと思います。

まず、追加資料の1-1でございます。これはスライドをコピーしたものでございますけれども、事案の発生後の3月24日に開催されました緊急時対応調査会において食品安全委員会や事務局の対応について検討した資料でございます。

スライドの1ページの下のスライドでございますが、食品対応について時系列的に示したものでございます。事案の発生を知ったのは1月30日の午後ということでございます。

厚労省からお伝えをいただきました。その時点で食中毒の原因物質は明らかだということでございましたので、メタミドホスについての概要をとりまとめて、夕刻にはホームページを通じて情報提供しております。

右の囲みになりますが、1月30日の深夜、実際には31日の0時半ごろでございますが、関係省庁の局長級の会議を開催いたしまして、政府一体となって初動対応を協議し、翌朝ですが、関係閣僚会合、食品安全担当大臣、泉大臣ですが、御出席をいただいて開催をしております。

その中で、当初、警察が毒物混入事件として捜査をしていた経緯がございましたので、消費者の安全という観点で政府全体として幅広く取り組む枠組み、具体的には国民生活局を中心として、警察庁、財務省も加えた新たなスキームによって対応するという申し合わせがなされたところでございます。

食品安全委員会の親会合の報告につきましては、閣僚会合、当日ですが、31日にございましたので、報告をしております。その後、2月7日、2月14日、そして3月6日にその時点での対応状況について報告し、指示をいただいているということでございます。

また、先ほどもありましたが、メタミドホスの食品健康影響評価についても厚生労働省からの諮問を受けて、緊急に科学的審議を行い、直ちに評価書を作成し、答申をしたところでございます。

開いていただきまして、2ページの下段を御覧いただきたいと思っております。事務局の対応として、先ほど申しました閣僚申し合わせに基づく新たなスキームのもとで、緊急時の訓練などを踏まえ強化を図ってきた成果という意味で、一定の成果は認められるという評価はいただきましたが、課題として、左側に列記しましたような事項が指摘されたということでございます。

一部を御紹介いたしますと、1つ目でございますが、委員会内部での効果的、効率的な情報共有体制の検討ということで、紙媒体に加えまして、電子掲示板のようなものを作成して、緊急時はそこを参照いただくことで情報共有するという方向性を示していただいております。システム改善には時間を要しますので、当面の過渡的措置としてメールの一斉配信の体制という形を整えて、緊急時の体制整備をしているところでございます。

2つ目は、自治体等、外部との意識的な情報共有の重要性ということでございます。事案の発生後ですが、自治体の方々から意見を伺いますと、食品安全委員会が科学的な知見を頻繁に更新しながら提供しているにもかかわらず、このことを知らない自治体の方も多数いらっしゃるということ、消費者は事案が発生した際、まず身近な自治体のホームペー

ジを見る例が多いということを伺いましたので、自治体への情報発信を強化するべきであるということをございます。

2つ飛ばしまして、5番目でございますが、食の安全ダイヤルでございます。御承知のとおり、通常土日は対応しておりません。事案の発生に対応するため、職員が交代で出勤をいたしまして、2月の第3週の土日まで緊急の電話対応を行っております。ただ、急遽、当番の者を決めたものですから、当番の者に対してダイヤルのシステム、使い方を勉強させると、慌ててやったような実態でございますので、緊急時に慌てないで済むように対応マニュアルを作成するという方向を示していただいたということでございます。

そのほか、情報の収集、分析、食安委の情報提供の内容について御検討いただいております。

細かな説明は省略させていただきますが、3ページ下のスライドを御覧いただきたいと思いますが、食安委の情報提供は大別して2種類あるという整理をいただきまして、早い段階から提供する情報、それと、知見の収集、分析、状況等を踏まえまして、期待する効果、例えば健康被害、あるいは風評被害の拡大防止などの視点から、最も効果が得られる時期に提供する情報というものに分けられる。それぞれTP0に合わせて、適宜適切な情報提供が重要であるという考えを示したものでございます。

そのほかの対応ということで、次の追加資料1-2を御覧いただきたいと思います。食品安全委員会会合及び緊急時専門調査会の審議を踏まえまして、昨日付けで緊急時対応マニュアル類、改正、施行をしているということの御紹介でございます。

最後に、追加資料1-3を御覧いただきたいと思います。緊急時対応のための情報収集、分析及び情報提供の在り方について検討を深めるということで、緊急時の対応を専門調査会におきまして関係者からのヒアリングを実施しております。

開いていただいて2ページですが、ヒアリングの計画を細かく示しております。第1回目は、健康被害の相談・報告への対応についてというテーマで、財団法人日本中毒情報センターつくば中毒110番施設長の黒木先生から緊迫した現場の実情ということで伺いました。ねらいといたしましては、国民から寄せられる健康被害情報、リスクの早期探知につながる情報収集手段の1つとする際の留意点ということで整理をすることが目的でございました。所期の目的は十分達したものではないかと考えております。

今後ともヒアリングを続けまして、緊急時対応専門調査会で審議をいただきながら、緊急時における情報収集・分析及び情報提供がより効率的、効果的に行われるように対応してまいる所存でございます。

説明は以上でございますが、本専門調査会からも緊急時対応についてアドバイス等ございましたら、是非お願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○関澤座長 ありがとうございます。食品安全委員会の対象別以外の3つのマネジメントというか、企画と緊急時対応とリスクコミュニケーションと3つある専門調査会、その1つの大きな柱である緊急時対応の方でどういう審議をされているかということをご簡単に概略御紹介いただきましたが、何かお聞きになることがございますでしょうか。

ヒアリングのことですが、実はこのリスクコミュニケーション専門調査会でも今後、専門の分野の先生、あるいは専門委員の方でもですが、いろいろ実際の事例を参考にセミナーをしたいなと思っているのですが、例えば、緊急時対応のヒアリングにリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員も一緒に聞かせていただくことが可能であれば、御案内をいただけますでしょうか。どうでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 緊急時の専門調査会でこのようなものが開かれるということにつきましては、皆様に御連絡をするようにいたします。

○関澤座長 ありがとうございます。

先ほど来、いろいろ御関心の向きの多いところを担当されているんだと思います。

○小泉委員 いろんな専門調査会、緊急時も含めてですが、公開でしておりまして、それはメルマガにすべて予定を報告していますので、皆さん、ここの専門委員の方が登録していただければ、いつでも見られます。

○関澤座長 ありがとうございます。

公開ということですね。

○酒井情報緊急事業対応課長 はい。

○関澤座長 ありがとうございます。

もし特に御質問がなければ、ありがとうございました、酒井課長。緊急時対応とも、また場合によっては企画の調査委員会とも今後、更に連携を深めてさせていただきたいと思っております。

それでは、あと幾つかほかにもその他の事項がございますので、事務局の方から御紹介いただければと思います。

○小平リスクコミュニケーション官 これは紙がございませんが、前回の専門調査会で平成20年度においてさまざまな取組について皆様からコメントを、また御意見いただきました。言葉で大変申しわけないのですが、幾つかにつきまして、今、こんなふうに行っていきたいということを御報告させていただきたいと思っております。

まず、意見交換会等につきましては、対象を絞ってきちっと規模を工夫するなど、さまざまなバリエーションを持った取組をしていくべきではないかとか、あるいは双方向性とか効率性みたいなものをもう少し、例えば質問をするようなカードを配って、うまく引き出すようなことをするとか、事前に論点を提示して効率的な運営を進めるとか、そういった具体的なことをいただいております。

また、自治体との連携についても一生懸命やっていくべきだといった意見をいただいております。

今年度の意見交換会等の取組につきましては、まさに今ちょうど議論いただいているガイドラインを既に我々としては使ってやっているのですが、その際に、事前に関係の諸団体にどんな論点があるか、あるいはどんなことを考えているかなどを事前に聞いてみたり、あるいは人数をどのような形でその目的に合わせて設定したらいいか、また、対象をどのように設定したらいいかというのを大胆に、今までの方式にとらわれず考えていくようなことに意を尽くしたいと思っています。その結果、どのような反省をして、今後の検討に生かせるかといったことをやってみたいと思っています。

また、先ほど御説明した意見交換会でもやってみたのですが、難しい言葉など、わかりませんということで人前でなかなか手を挙げづらいという雰囲気もあると思いますので、質問票をお配りして、できるだけ皆さんの基礎的な知識をそろえるような形で意見交換会も工夫してやらせていただいております。

管理機関との連携です。農林水産省、厚生労働省との連携につきましても、カドミウム有的时候には会場に来ていただいて、管理に関するお話が出たら、その会場から立っていただいております。お答えしていただいたとか、まだ評価の通知がされていないのでお答えづらい面があるかもしれませんが、できるだけ今後どのような予定かという情報も含めて伝えるような場にならないかということで、連携についても取り組んでいきたいと思っています。

人材育成につきましては、きちっとした明確な目標を持ち、関係者の意見を聞くなど、既に多分、例えばインターアプリケーションとかにつきましては、大学とかでもだいぶ知見があるでしょうから、そういったことを踏まえて、事業に組んでいくべきだといった意見をいただいております。現在、大学の先生方でリスクコミュニケーターやインタープリターの育成にお取組の先生をお訪ねして、どのようなノウハウを我々として生かせるかということについて相談をしております。これらを講座を組み立てる中に入れさせていただくような形で、現在、検討を進めているところでございます。

ジュニア食品安全委員会につきましては、課題もあったと思うのですが、こういったこと



は委員会自身も子どもから学ぶこともあるので、積極的に行うべきだといった御意見をいただきました。今年度のジュニア食品安全委員会につきましては、5周年になりますので、5周年の記念事業の一環として企画する。時期的にも8月上旬と中旬と分けて、子どもたちが参加できやすいように時期を分けてやる。あるいは事前に子どもたちの問題意識を把握するなどの工夫をするといったことに取組みたいと思っています。

また、少し長い目で見ますと、地方での開催とか、地域における食育大会とタイアップするなど、どんなことが工夫できるかということにつきましては、引き続き長い目で見て、今年すぐというわけにはいかない面もございますので、そこは検討を進めていきたいと思っております。

5周年事業につきましては、食品安全に関係する皆様が参加するような事業とか、あるいは一般の消費者にわかりやすいメッセージを発するべきだといったことをいただいております。

その後、事務局の方から専門委員の皆様方にコンセプトなどを配付させていただいて御意見をいただきました。これらを踏まえて、今、事務局の方で具体的な内容について詰めておりますので、まだ全体像をなかなかお示しできないところですが、そのような意見を踏まえて、どのようなことができるかということを一先懸命詰めていきたいと思っております。

メディア対応についていただきました。論説懇とか記者懇を年4回ということでもいいのかということです。意見交換会よりも、むしろリスクコミュニケーションの中においてメディア対応といったものにもっと重点を置かれるべきではないかといった御意見をいただいております。

今年度、論説懇や記者懇などの取組を当然していかなくてはいけないと思っているのですが、タイムリーな情報提供といったことも視野に入れて、どういうときにどのようなテーマで開いたらいいかということについては、一層、意を払っていきたいと思っておりますし、また、食生活のジャーナリストの会の皆様等々、幅広い関係者との懇談の機会を設けたいと思っています。

また、例えば重要なものの評価結果を発表する前にはブリーフィングを行うなど、きめ細かな対応をしていきたいと考えておりますが、いずれにしましても、先ほど御紹介したように、昨日、大臣のあいさつにもありましたが、メディア対応等も含めて情報発信の在り方をきちっとやっていくべきだということですので、また、この専門調査会の御意見などを聞きながら進めていきたいと思っております。

前回いろいろいただいた意見につきまして、そんな形で進めてまいりますといった御報告でございます。

○関澤座長 ありがとうございます。今の御報告について、御質問等ございますでしょうか。

○田近専門委員 ありがとうございます。先ほどお話がありました9月の食品安全委員会の5周年事業の案件ですが、私もつたない案件ですが、5月に出させていただきました。残念ながら、それについて何の反応も来てないのですが、前回の調査会的时候、消費者のための企画ということでお願いしました。。そのときには、たしかいろいろな啓発の展示物というお話があって、ちょうど廊下に展示物があったと思うのですが、あれをお使いになるのではないかと考えているのですが、それ以外に案件でも出しましたが、消費者が自ら参加できる企画ができないかと思えます。それに関して今はどういう状況か教えてください。

○小平リスクコミュニケーション官 消費者の皆さんにもわかりやすくメッセージを発したり、あるいは皆様方が参加感を持ってできるということについては、どのようにできるか工夫したいと思うのですが、大きな取組の内容としましては、これまでの5年間を振り返って、食品安全委員会がどんなことをしてきて、どういう状況なんだ、これからどのようなことが課題なのかということ、関係者、消費者も含めた方々に出していただいて、ディスカッションをわかりやすくしたらどうかと思っています。それは食品安全委員会というものの認知がどの程度かということもありますし、皆様どういうふうに食品安全委員会をとらえているか、また今後、それを踏まえてどのようなことをしていったらいいかということ、わかりやすく討論するような場面を設けたらどうかということを考えております。

また、展示物の方ですが、我々としていろいろなものを今までつくってきておりますので、そういったものをできるだけ多くの方に見ていただくような展示の場所を準備したいと思っております。

そのほかの団体の方々が、展示も含めてどのように参加できるかというのは、また我々の中で詰めたいとは思いますが、会場が三田の会議室ですので、大きな会場でやるということとは違い、会場にも制約がございますので、その制約の中でどのように、またうまくできるかということは詰めていきたいと思っております。

○関澤座長 はい。

○田近専門委員 希望としましては、先ほどからリスコミの指導者、人材育成というお話がいっぱい出ておりますので、安全モニターの方ですとか、指導者育成講座を受講した方

々、公募委員もおりますので、そういう人たちにどうぞ呼びかけていただいて、試験的なそういう人材育成の場も兼ねたような、そういうディスカッションができればいいなと思っております。

○小平リスクコミュニケーション官 その場で人材育成の実践ができるかどうかというのはなかなか難しいかもしれませんが、この5周年の記念事業の中に全国の食品安全の連絡会議というものもその一連の中に位置づけておりまして、自治体の方々も含めてその会議でいろいろディスカッションしていただこうと思っています。

その中で、今までやってきた人材育成の反省や、栃木県の方と共同しまして、食の安全を語ろうといったような意見交換の場を設けさせていただいたのですが、その中にはグループによるディスカッションという方式を取り入れて、そのグループディスカッションのファシリテーションを講座の受講生にやっていただいて、実際に現場でどのように皆さんから意見を引き出すかということも体験していただいたり、そんなやり方を、自治体の会議の中で栃木県から御報告いただいて、情報の共有なり、それに基づいて自治体の皆様が情報を持って帰れるような工夫をしたいと思っています。

直接的にそこでだれかが出てきて実施をするというのはなかなか無理かもしれません。そんなことは考えていきたいと思っております。

○関澤座長 田近さん、どうもありがとうございます。

私もこの5周年記念事業というのは、本当はというか、大事にされるべきものと認識しておりまして、別な例ですが、私は熊本県に呼ばれたときがありまして、県では県民会議みたいなのと県が共催で年1回、こういう交流事業みたいなのをやっていて、参加したときには、それぞれ食品安全に関わる衛生関係の団体とか、栄養士さんの団体とか、NPOとかがそれぞれパネルを持ってきて、自分たちがやっていることをお互いに紹介し合っ情報交換と、それでメインのディスカッションのほかに自由にディスカッションもやる場などを設定しておられました。

三田共用会議所というのは、入るの自体セキュリティーが厳しいところと聞いて難しい面もあるかと思いますが、ある意味で双方向性を担保できて、いろんな食品安全に関わって、メインの活動をしてきておられる業界さん、消費者関係、衛生関係のグループあるいは団体がおありだと思いますので、できれば、そういうところも一緒に発表ができたり、時間が限られている中で討論会は難しいかもしれませんが、パネルなどをできるようなこともお考えいただければいいのかなと思っています。これは意見です。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○中村専門委員 例えば意見交換会のガイドラインは非常に活用したいと思っていて、先ほど申しましたように、東京都とか自治体でも教科書のように使いたいと思いますが、今、案の段階なので、最終的にプレゼンされるのは、例えば秋の会議のころまでとか、そういう感じでしょうか。

○小平リスクコミュニケーション官 これは私の方からのお願いですが、次回、例えば8月のうちにもう一度開いていただいて、このガイドラインをお決めいただければ、9月の全国の自治体の会議にお配りして、これは自治体の参考資料としたいと思っております、そんなスケジュールでできたらと思っています。

○関澤座長 時間がまだ少しありますので、私の方から提案みたいなことを申し上げて、専門委員の皆さんからも、今後、こういうことを調査会で取り上げていくべきではないかということ、スケジュール的な議案以外にございましたら御提案いただきたいと思えます。

1つは、例えばメディア対応ということが泉大臣から御指摘があったということですが、お名前を挙げて恐縮ですが、メディアの関係では渡辺専門委員がおられて、いろいろ御苦労なさっていらっしゃるということがおありかもしれません。例えばそういったメディアの現場から、こういったことで苦労し、またいろいろ勉強しておられるというようなことも、セミナー的に御紹介いただけないかなと思っているのですが、そういった形で、勿論、専門委員以外の方をお呼びしても全然構わないと思うので、皆さんが御関心あるテーマについて、この調査会で、緊急時対応ではないですが、ヒアリングとか、勉強をできないかなと思っております、よいアイデアがあれば、是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○渡辺専門委員 日本テレビで番組をつくっております渡辺と申します。

今まで担当しておりましたのが、20年間、「3分クッキング」という料理番組を担当して、その後、一番批判的になるみのもんたの「おもいきりテレビ」を1年間担当しました。晴れて7月1日に離れることができまして、その1年間、情報の垂れ流しというか、これでいいのだろうか、本当に悩む毎日でございました。

民法という立場上、きちんとした正しい情報を流すのはニュースのセクションがあれなんです、私が今おりますのは情報エンターテイメント局という名称に変わらしまして、情報エンターテイメントとして流せと。視聴率をとれと。そういう非常に矛盾したというか、苦しい立場にありますので、私はセミナーみたいなものは的確ではないと思えます。ほかの方には是非、苦しい立場は幾らでもお話し申し上げます。ありがとうございます。

○関澤座長 お差し支えない範囲でと思っております。

○野村委員 たまたま今、渡辺専門委員からお話があったのであれですが、私もずっと感じてきたことは、例えばマスメディア批判というのはあるんですが、これは大体、新聞もテレビも週刊誌もその他のいろんなペーパーなりも、すべてごっちゃになって批判されています。それぞれ批判されるべきものもあるというのを私も、そういうふうに反省はしているのですが、我々としてはそこを、今、渡辺さんからの指摘ありましたように、エンターテイメント的な情報の分野もあれば、テレビでもきちんと、報道というのはちゃんと検証しながら、取材をしながら、裏をとりながらやっている、新聞は勿論そうです。

というのがありますので、メディアによって何がどう報道されるか、そこをきちんと分類して論じないと、これからはいけないのではないかという気がしております。渡辺さんにお話を聞くのもいいですし、なるべくその辺はそれぞれの、例えば私は通信社にありましたのですが、通信社は大体新聞社と同じことをやっています。そうすると、渡辺さんの分野は、ほとんどわからないです。ですから、いろんな分野、週刊誌の人が来てくれるかどうか知りませんが、そういうお話を、週刊誌もいろいろあります。いわゆる一般の週刊誌から経済誌とか、中村専門参考人のところなんか、固い経済ものを出していたりします。いろんなものがありますので、そういうメディアごとに、少しきめ細かく対応すると、かなりメディア対応としてはよくなっていくのではないかなという気がします。

○関澤座長 ありがとうございます。ここにおられる専門委員の皆さん、また国民全般としても勉強が必要だということだと思っております。

私自身から紹介させていただきます。先日、NHKの報道番組で輸入食品検査の体制について報道されておりました。ニュース番組だったのですが、総務省から指摘を受けて計画どおりできてないというような内容だったので、私は輸入食品の検査についてある程度知っていたので、その伝え方だと輸入食品の検査が非常に不十分だという印象だけを与えかねないのではないかということで、NHKに申し入れたことがあります。総務省の指摘は勿論そのとおりなんです。伝え方によって視聴者に与える影響というのは非常に大きいので、工夫が必要だということでお話はさせていただいたんですが、NHKのご担当からはきちんとした回答をいただきました。いろいろな場面で皆さんが接せられることがあると思います。そのときに、この事案について、今後、リスクコミュニケーションの観点から、こういうことが工夫されるべきであろうということを私たち自身も勉強するし、また、メディアの方にもお願いしていただくということがあるかなと思いますので、そういった話題も、今後、スケジュール的な議案のほかにもございましたら、時間を設けさ

せていただいて御提案いただければと思います。

○多賀谷専門委員 今の座長のお話の中で、実は日本フードサービス協会で5月、6月とマスコミ懇談会を開催しました。その1つの大きな理由は、4月にアメリカの牛肉からSRMが見つかって、社説並びにテレビの報道がちょっと違う方向になったなということやらせていただいて、非常に具体的な話になって申し訳ないのですが、SRM (Special Risk Material) のリスクが危険と訳されている。特定危険部位となって特定がとれて危険部位となって、危険なものとなってしまった。要するに、報道も新聞もそんな形になってしまったなというのがありまして、それでマスコミの方々に集まっていたいて意見交換をして、確かに彼らの方もそれはちょっと違うところはあったねという認識を持っていたのですが、そこで大事なのは、何か起きたときにすぐに対応するということなのかなと。要するに、緊急対応の大事さと同時に、もう一つは、その報道の結果、どうなるかということでもって、すぐに是正ではないのですが、言葉の使い方においても意見交換をするような場を設けるとというのが非常に重要ではないのかなと私は感じましたので、意見を言わせていただきました。

○阿南専門委員 多賀谷さんと全く一緒です。国民もそうですけれど、マスコミの方も食品安全委員会を頼りにしてない。こういうときに、どこに聞いたらいいのか、正確な報道はしたいけれども、そういう情報はないという状況だと思うのです。ですから、多賀谷さんがおっしゃるように、この専門調査会とマスコミとの懇談会というものを設定すると。どういうふうにしてあったらいいのか、食品安全委員会はどんな情報を流す必要があって、マスコミはそれをどういうふう国民に伝える必要があるのかというようなことを意見交換する場を設けないと、このままではますます頼りにされなくなっていくような気がします。

○関澤座長 という御意見いただきましたが。

○小平リスクコミュニケーション官 ちょっと御紹介させていただきます。専門調査会とマスコミの方々の懇談会というのは、今までやったことはないと思うのですが、食品安全委員会の皆様とマスコミの方々の懇談会というのは、先ほど御紹介したように、何回も取り組んできて、その時々に応じたテーマで意見を交換しているということはしておりますので、御紹介させていただきます。

○関澤座長 せっかくですので、委員の方からもそういう御提案がありましたので、今後、セミナーの形になるか、懇談会の形になるかわからないのですけれども、事務局とも御相談して、もし皆さんの御要望がありましたら、各社、あるいはその時々によって、野村委

員のおっしゃったように、いろんなレベル、報道からエンターテインメントまであるので、ターゲットを絞らないといけないと思いますが、お話をお聞きし、また委員の皆さんにも御意見を言うていただくような場を考えてもいいかなと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

○野村委員 今、多賀谷委員から指摘がありましたけれども、何かわからないこと、あるいは難しいことがあったときに、すぐにそのことについての情報が入ってくる。あるいは、何か変化があったときに、それがすぐにメディアに伝えられるというのは、記事を書く側としても非常に助かるのです。そうしないと、本当に間違った方向に行ってしまうので、どんどん情報を開示してくれるとメディアは助かるということがありますので、委員会としても、そういう役割の一端をどこかで担えればと思います。

定期的な懇談とかも大切ですが、いざというときの対応も重要だ。多分、懇談なんかも、そういういざというときに情報がスムーズに行きわたるようになるためのネットワークづくりとか、そういう側面が半分あると私は心得るべきだと思っております。

○関澤座長 ということで、今の案件については、実際にそういった場をどういうふうに設定するかということ事務局にお考えいただきまして、できれば企画したいと思えます。

ほかに何か御発案とか御意見ございますでしょうか。

○阿南専門委員 今ここに政府の消費者行政推進基本計画の抜粋版が出ていますが、これからやるのですか。

○小平リスクコミュニケーション官 説明させていただきたいと思っております。

○阿南専門委員 後でいいです。

○関澤座長 御説明の方に移っていただきます。

○栗本事務局長 私からご説明させていただきました後、阿南専門委員から御意見いただければと思いますが、お手元の最後の資料、追加資料2を御覧いただきたいと思えます。新聞報道等で御案内のことと思えますが、来年度からの消費者庁の発足に向けて、先月、27日に閣議決定されました消費者行政推進基本計画について、関係の部分だけを抜粋したものでございます。簡単に御紹介をさせていただき、お願いもさせていただきたいと思えます。

この基本計画は6月13日に出されました佐々木毅先生が座長をなさった消費者行政推進会議の最終報告がベースになっております。といいますか、内容はほとんど同じです。この中でせつかく消費者のために消費者庁をつくるのだから、消費者にとって一番身近な食品安全を扱う食品安全委員会というのは、是非消費者庁の中に持っていくべきだと。消

費者庁の下に置くべきだという強い御意見もあったわけでございます。

この報告書、あるいはここにお示ししています基本計画では、最後のページを御覧いただきたいと思いますが、四角の中に囲っておりますように、「食品安全委員会については、どこに設置するのが適当か政府を中心に引き続き検討を行うこととする」というふうにされておまして、更に議論が続けられております。でも、消費者庁に移すべきだと、大変強いお考えもあるわけでございます。

ここで2ページ目に戻っていただきたいと思いますが、この基本計画の「はじめに」というところに消費者庁の目指すもの、目的のようなことが書かれております。1行目の後半のところですが「消費者行政を一元化する新組織の創設は」、1行飛びますが「明治以来の日本の政府機能の見直しを目指すものである」という書き方がされていて、我が国では事業者の保護育成を通して、国民経済の発展を図ってきたので、消費者の保護というのは大事にされてこなかったんだと。2段落目の一番最後の辺りにいきますが「消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換しなければならない。」というふうに言われております。

でも、ここで振り返っていただきたいと思うのですが、食品安全行政につきましては、BSE問題をめぐる行政対応についての厳しい反省のもとに、国民、消費者の健康保護を最優先に掲げた抜本的な見直しが行われたわけでございます。絶対安全とかゼロリスクという食品はないので、リスクの存在を前提にして、これをうまく制御していくためのリスク分析という考え方、これは今、国際標準になっていると申し上げていいと思いますが、この新しい考え方を取り入れてつくられたのが、今の食品安全行政の枠組みだと思います。その中心となります評価を科学に基づいて中立公正に行うために、また、その重要性、独立性の観点から内閣府に直接置かれているのが、今の食品安全委員会でございます。

おかげさまで、先日、7月1日に創立5周年を迎えましたが、私どもこれを機に、一度原点に立ち返って、いろいろな見直しを行って、改善すべきところは、今日いろいろ貴重な御意見もいただきましたので、改善していかなければいけないと考えております。

でも、大切なことは、今の枠組みの中で、今の位置で、科学に基づくリスク評価機関としてのしっかりした役割、機能を果たしていくことではないかと考えております。

どうか、こうした視点で、これからの消費者庁に関する議論をお見守りいただきたいと思います。専門委員の先生方からも、こうした視点で食品安全委員会の位置づけ、置き方について、機会がありましたら御発言をいただくとか、御助言をいただくとか、そういうことをしていただけるのであれば、私ども大変心強く思いますし、大変幸いに存じます。



どうかよろしくお願いいたします。御紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。今の御紹介について、何か御質問等ございますでしょうか。

○阿南専門委員 私は、消費者庁そのものは、消費者の権利というものを専門的に見る行政組織はこれまでありませんでしたので、画期的なことだと思っております。是非それは実現すべきだと考えています。

ただ、食品安全委員会は、5年前、もっと前からになりますが、消費者の運動があって、国民の健康保護を最優先すべきところをちゃんとつくろうということでできました。私たちは、最初わけはわかりませんでした。リスクアナリストは何ぞやというところをさんざん勉強して、各地で普及をして、それでようやく5年前に食品安全委員会ができたということです。ですから、当初から本当に消費者優先の仕組みであったということです。ですから、そのリスクアナリシスの仕組みを維持する、更に強化することが重要だと思っておりますが、今回、消費者庁の中に取り込んでいいのではないかという意見が、今はすごく多いのです。

しかし、せっかく独立的に評価するところと管理部門をちゃんと分けて、ごっちゃにしないでやる仕組みをつくったのだから、それはそのまま維持すべきだと私は個人的には思っています。

ただ、5年間やってきた中で、食品安全委員会がなかなか見えてこない。さんざん運動してつくったのに、その後の食品安全委員会に対する見方は、勧告権があるのに一度も勧告してないではないか、リスクコミュニケーションということを大事にしていると言いながら、わけがわからないという指摘があって、食品安全委員会は頼りにならないというのが、今、結構多いのです。ですから、この時点で食品安全委員会がもう少しきちんと露出度を高めると言ったら変ですが、そういうふうな存在としてあることをちゃんと宣言する必要があるなと思っております。

5周年の取組でも何でもいいので、今の国民の不安に優しく寄り添ってあげるような在り方というものにバージョンアップしていくような食品安全委員会でありたいと思っておりますので、是非この場でも議論していただきたいと思っております。

○関澤座長 ありがとうございます。

○見上委員長 先ほど1件、誤解があるのではないかと発言するのですが、例のウナギから出てきたマラカイトグリーンに関しまして、実は昨日の夕方、もう既にホームペ

ージのトップページに出してありますし、これ自体のリスク評価は平成17年、食品安全委員会ですでに終わっているものなのです。ただ、そのデータがホームページ上で探しにくいというのは、食品安全委員会自身の反省点でもあると思います。阿南専門委員がおっしゃるとおりに、要するに消費者に優しく寄り添ってと、非常にいい言葉だと思うのですが、そういった点が確かに欠けていたかも知れません。自分たちはそういうつもりでやっても、なかなか気がついてもらえず、もっと考えなければいけないと反省はあるのですが、事ウナギに関しては、そういうふうやって、先ほどの発言が、見てもさっぱりわからないというので、そうでなくて、昨日の夜から対応していますので、是非よろしくご理解の程お願いします。

○阿南専門委員 済みません。

○関澤座長 ありがとうございました。まだまだ御議論がおありかと思えます。今まで阿南さんが言われたように、食品安全委員会の在り方についても、さらに改善を図っていく必要が大いにあると思えます。特にリスクコミュニケーションの場においてはそうだと思いますので、今後、専門委員の皆様にもまたいろいろ幾つかの御提言をいただいて、それを委員会の活動に反映させていただければと思えます。

本日は、長時間にわたり、また暑い中を御意見、活発な御討論、ありがとうございました。また次回は8月の初めごろと聞いておりますが、皆さんの御都合を伺って開催していただけるものと思えますので、よろしく願いいたします。

本日、これで閉会ということでよろしく願いいたします。ありがとうございました。